

## 公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案） についての意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和6年1月30日（火）から同年2月20日（火）まで
- 提出意見件数 : 120件（放送関係事業者等 : 21件、その他法人・団体 : 3件、個人 : 96件）
- 意見提出者 :
  - 放送関係事業者等 【21件】 （意見提出順）  
（株）熊本県民テレビ、（株）テレビ朝日ホールディングス、読賣テレビ放送（株）、中部日本放送（株）、  
（株）CBCラジオ、日本テレビ放送網（株）、東海テレビ放送（株）、（株）BS日本、札幌テレビ放送（株）、  
日本放送協会、（株）TBSテレビ、（株）ビーエスフジ、（株）鹿児島読賣テレビ、（株）文化放送、  
（株）フジテレビジョン、（株）福岡放送、（株）J-WAVE、関西テレビ放送（株）、北海道放送（株）、  
（株）テレビ東京ホールディングス、（株）TBSラジオ
  - その他法人、団体 【3件】 （意見提出順）  
（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会、（株）ワイズ・メディア
  - 個人 【96件】

No	意見【意見提出者名】	公共放送ワーキンググループの考え方	修正の有無
全体的事項			
1	<p>地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方について、NHKは本WGにおいて、「地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、放送と同様の公共的な役割を果たしていく」という基本的な考え方を示した上で、ラジオ、衛星、国際それぞれの固有の事情を説明いたしました。構成員はじめ関係各位による深い議論の結果、本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、地上波テレビ放送番組のインターネット配信を含め、今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKの責任を十全に果たせるよう、全力で取り組んでまいり所存です。</p> <p>競争評価については、引き続き、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」等において、インターネット活用業務が必須業務化された場合におけるテキスト情報等の配信に関し、公正な競争環境を確保するために実施する競争評価の仕組みが円滑に機能するよう、議論や検討を進めてまいります。なお、競争評価に関する本案の記載のうち、地上波ラジオ放送について「テキスト情報等のラジオ音声との親和性、災害時のラジオ情報の有用性等について考慮することが適当」（7ページ）と、国際放送について「民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であることについて考慮することが適当」（12ページ）と、そして地方向け放送番組について「地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当」（13ページ）とされていることは、いずれも大変重要な指摘であると認識しております。</p> <p>NHKは、「NHK経営計画（2024-2026年度）」で、「『情報空間の参照点』の提供と『信頼できる多元性確保』への貢献」の2つの基軸をもとに公共放送、公共メディアの役割を果たしていく、としました。また、「説明可能・アカウンタブルな経営の徹底」についても記載いたしました。本WGにおけるご議論を踏まえながら、次期中期経営計画に基づき、今後の事業運営を進めてまいります。</p>	<p>「公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）」（以下「本案」といいます。）に対する御賛同の意見として承ります。</p>	無

	【執行部】		
		【日本放送協会】	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放送が視聴デバイスの多様化に対応して、情報伝送路としてインターネットを活用することは、ネット空間における情報の信頼性向上に寄与する利点があります。この公共放送ワーキンググループでも指摘されているように「放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持する」こともメディアの信頼性維持向上には不可欠です。しかし、チャンネル数と時間の制限があるテレビ放送とは異なり、ネット空間では際限なく情報送出を拡大させていくことが可能であり、多元性が損なわれる恐れがあります。NHKのインターネット活用の必須業務化にあたっては、併せて「多元性を維持する担保措置」を早急に具体化させていく必要があります。</li> <li>● 地上波テレビ放送と地上波ラジオ放送・国際放送に加え、将来、衛星放送においてもインターネット活用が必須業務化されるのであれば、その経費は急激に増大すると考えられます。これに対し、競争評価に関する準備会合では、NHK自身が「3か年で1000億円規模の費用削減もあり、インターネット業務を大幅に増やすことは困難」という旨の発言をしています。インターネット活用の必須業務化議論では、NHKにおいて財源とその事業規模も慎重に検討すべきです。NHKの既存の放送の維持や人員を含む取材体制に長期的な影響を及ぼし、ひいては民放を含む放送全体への悪影響を及ぼすという懸念にもつながります。</li> <li>● 今回の取りまとめにある地上波ラジオ放送と国際放送のインターネット活用の必須業務化が実施される場合、NHKにおいては、先日公表されたNHK経営計画（2024-2026年度）に対し、それを反映した経営計画を明らかにしていくべきです。</li> </ul>	<p>必須業務としてのインターネット活用業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。また、その費用は、御指摘のNHK中期経営計画のほか、NHK収支予算等においても明らかにすることが必要と考えています。</p>	無
		【関西テレビ放送（株）】	
1. はじめに			
3	<p>第1次取りまとめ及びタスクフォース取りまとめを受けて継続検討を行った項目について、本来国民視聴者代表、メディアとしての出版社やインターネット事業者等、幅広く意見を聞くべきところ、5回の会合においては、結局関係者であるNHK、民放連、新聞協会以外にはJ-WAVEにヒアリングを行ったのみで第2次取りまとめ（案）としたことは、検討会の本来の趣旨から見てプロセスの妥当性を欠いていると考えます。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。 今後総務省において検討を進めていく上では、本案の意見募集に寄せられた意見を含む関係者の意見を十分に考慮すべきと考えています。</p>	無

	<p>なお第1次取りまとめ（案）に対して当社が提出した同様の意見に対して検討会は「民間放送事業者、新聞社・通信社は、「関係者」の例として示したものです」との考え方を表明されております。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>		
4	<p>検討会に、NHKや民放連や新聞協会がオブザーバーとして参加しているのに、当事者の視聴者は蚊帳の外では、その声を見落しかねません。この仕組みに問題はないのでしょうか。NHKが提供した資料・データが必ずしもその実態を正確に伝えているとはいえず、次期経営計画でも強調している“信頼がすべての源、視聴者・国民から信頼される組織運営へ”も現状を示しているとは言い難い。</p> <p style="text-align: right;">【個人65】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>今後総務省において検討を進めていく上では、本案の意見募集に寄せられた意見を含む関係者の意見を十分に考慮すべきと考えています。</p>	無
5	<p>・WGの在り方について</p> <p>国民の立場からは、様々な情報発信主体から、多角的なチャンネルで情報を受領できることが、知る権利のより一層の保障につながる場所である。</p> <p>しかしながら、本WGでは、国民に有益なNHKの活動に対し、新聞業界や民放連が寄ってたかって制限を加えようとしており、一国民として非常に憤慨している。</p> <p>NHKとその他メディアとの間で格差があるのならば、「出る杭を打つ」のではなく、NHKが民間メディアを支援する形（出ている杭を引き上げる）でその解消を図るべきである。</p> <p>それでもなお新聞業界がNHKの有益な活動まで妨害し、国民の知る権利を毀損するのであれば、新聞などなくなってしまうれば良いし、なくなったところで何も困らない。</p> <p>新聞業界はWGで高圧的な態度を取っているが、放送に対しては速報性で、インターネットメディアに対しては分かりやすさや専門性で劣っているものであり、現代において新聞はある種の嗜好品と受け止められている点を自覚したうえで、みずからの姿勢を顧みるべきである。今後も、WGにおける新聞業界の態度は厳しくチェックしていくつもりである。</p> <p style="text-align: right;">【個人82】</p>	<p>公共放送ワーキンググループの運営に係る参考意見として承ります。</p>	無
<b>2. 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方</b>			
6	<p>NHKニュース等のインターネットにおけるテキスト情報を含むニュース配信は、放送以外の情報を含めた現状のコンテンツを少なくとも維持できるようにす</p>	<p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞</p>	無

<p>べき。</p> <p>反対する新聞社も自社のインターネットサイトでは、ほとんど有料配信で構成されており、NHKがインターネットでの展開を縮小・廃止するとすると、国民の知る権利が危機に晒される。</p> <p>競争に配慮するのであれば、受信料支払者のみを閲覧可能にさせる措置を講じてもよいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p> <p>新聞各社は民業圧迫の名のもとにNHKの方針を削減しようとしているが、国民に広く知れたNHKが活動を狭めることは、各新聞各社の困り込みを加熱させ、過当競争を招くことを危惧している。それに伴い正しい情報をインターネット上で手に入れられなくなることは、フェイクニュースの蔓延を招くことにも繋がりがねない。個人的にはNHKは国営化してもらい、政府管理のもとで運営してもらいたい次第ではある（NHKは視聴を望まない国民からも受信料を徴収しようとするなどの悪質な点がある点も考慮していただきたい。）</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p> <p>昨今の誰でもニュースとして報じることが出来るネットメディアの中で公共として中立で無料で見る事が出来るサイトは重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p> <p>NHKがWebサイトや、note等の外部媒体を使って発信する取材記事の多くから、担当する記者の思いや当事者に寄り添った取材姿勢を感じ取ることができ、日本の報道機関のあり方として大変誇りに感じます。こういった発信があるからこそ、受信料を支払って良かったと思います。それを法的に規制するなどというのは言語道断、日本の報道の良心の死だと言えるでしょう。多くの記者の方々の力・思いによって築かれた大切な資産を失うことは日本の国益にとっても大いなる損失です。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p> <p>NHKがインターネット上で配信する記事をテレビやラジオと原則同一にする必要はないと考えます。</p>	<p>社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>したがって、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合、テキスト情報等の範囲は、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれることがないよう、その範囲を限定して画定されるべきであり、また、現行の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきと考えています。</p> <p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>
---	---

インターネット上の文字データは、放送時間という制限のあるテレビやラジオと比べ、より詳しく、正しく、有用な情報を広く国民に共有することが可能です。

現状、NHKがインターネット上に公開する記事は情報価値が非常に高く、私たち国民にはそれを知る権利があると考えます。

【個人9】

、NHKがネットから追い出されたら、そのあと新聞各社はもっともっと有料記事を増やすようになるのも規定路線といえるでしょう。

前述のようにデジタル最適化の品質を上げていない新聞各社ですから、NHKを追い出したあとは更に品質を上げなくても良くなっていきますよね。品質はあまり上がらず、ただただ有料化が進むのです。それでいいんか？

良いコンテンツには金が払われるべき、僕もそう思います。

しかし、課金して読まれる品質をめざすのではなく、NHKを追い出せば自分たちの有料記事がもっと読まれるようになるかと勘違いしている新聞社の見立ては間違っていると僕は思います。

【個人10】

NHKによるネット媒体を用いた情報発信にいかなる制約も付与すべきではない。他社より品質の高い情報源が失われるのは大きすぎる損失である。

【個人11】

昨今NHKの業務におけるスリム化、及び小型化が方々で叫ばれるようになりました。

しかし私としてはそのような潮流に対して懐疑的な側面を抱かざるを得ません。

BS1とBSPの一元化が先んじて行われましたが、結果的に専門性を失わせてしまったといって差し支えないと思います。

ジャンルの違うプログラムを一つのチャンネルで放送しようという安直な発想には落胆しました。

もちろん大義があることは理解しておりますが、放送というものは不特定多数の人物に対しての通信であり、どのようなニーズがあるかということに関しても

う少し精査する必要があったと感じます。

また、NHKのWEBニュース（以下NHK WEBと表記）に対しても同様の意見を持っています。

報道というものは不特定多数の人間に広く正しく伝えることが最も大切でありNHK WEBのような日本国国民、日本語話者ならば凡そ理解出来得るものが手軽にアクセスできるということは、我が国における社会資源たり得ると考えます。

令和6年能登地震においては政府が偽情報に対する注意喚起を行うなど、情報化社会がもたらした負の側面が浮き彫りになりました。

これまでは悪意のある人間が出来ることといえば誤情報の流布程度でしたが、生成AIの登場により誤った意図を持つコンテンツが作為的に大量生成できる時代に突入したといっても過言ではありません。

NHK WEB、並びにNHKが担う役割というのは大きく、重くなっていくと予想されます。

そのような時代において逆行するが如くNHKの小型化を進めるということは愚かな判断だと私は思います。

【個人12】

NHKのwebサイトの機能縮小について「国民の知る権利の侵害」として反対し、今後も様々な知識を提供していく事業を行うよう、改めて要望いたします。

NHK News webは新たな知る権利の担保として、また、財を持たないものも民主国家の根本である「公平な知識」を得るために必要なものです。

そしてこれは今やほとんどの若者が持っているスマートフォンを通じて、TV離れの著しい若年層への正しい知識を提供するための基盤とする、という意味でも大きな意味をもっております。

むしろ、教育・政治情報・文化などは、TVと距離を置くようになった若者が触れる機会を増やすため、NHKがこれまで培った関係各所との関係性などをもってより深く伝えていく必要があると考えます。インターネットの最重要なところは「検索性とアーカイブ性」にあり、それらを長く、そしてそのまま保存することは、公共放送のこれからの義務と考えます。

また、各種新聞社は何らかの形で金銭を払わないと、多くの場合その知見に触れることすら叶いません。それでは、不利益を被るのはめぐり巡って国民そのものです。

一例として、先般のコロナウィルス関連のコンテンツは素晴らしいものですし、今もその提供を続けている事はまさに「知る権利」を満たすものと考えます。

一方で各種新聞社は憶測記事や見出しによって煽るような記事を乱発し、5類に移行してからは一覽性の高い情報を提供することすら放棄してしまっているところも多くあります。

これが国民が「正しい知識を得る、知る」事を支えるNHKの努力と考えます。そして本来は新聞社がそれを不要と考えるに足るほど、しっかりと担うべき事です。今、各社はそれを放棄しており、NHKを責める前に、自らの公共の情報の担い手としての振る舞いを恥ずべきです。

各種新聞社は、NHKが民業圧迫している事など愚かな言動を用いず、それぞれが業務として努力すべきものであり、それを制限するような言動は利益誘導そのものであり、知る権利の侵害を行っていると考え、その言論、また働きかけについて強く批判いたします。

一方で、NHK全体で見た場合、必ずしも公共放送で行うべきではない事業があることは事実といえます。

それらについて意見させていただきます。

#### 一、「ドラマ・アニメ」

一般的なドラマ番組（例えば恋愛ものなど）の制作はもとより、ライセンス購入による放映などは、現在、インターネット配信による様々な映像コンテンツサービスがあることを踏まえると、過去必要であるとしても、現状のNHKの事業として既に必要ではないものであり、ニーズの位置基準である視聴率がよい悪いに関わらず、民業に任せるべき物と考えます。

一方で、文化・教育に関わるものについては継続していくべきとも考えます。

（例えば歴史や文化をたどる再現ドラマなどは含まれない）

アニメーションについては教育テレビに関するものは除き、それ以外については民間企業の領分であると考えます。

#### 二、「スポーツ等の中継」

こちらにも既に多くの民間企業で行っているものであり、NHKの取り扱いは不要と考えます。ただし、国技としている相撲中継やについては一考の余地があると考えます。

#### 三、「娯楽番組」



芸能人、芸人が芸を披露するお笑い番組などはNHKが行うべき必然性がなく、これらも他の民間放送局やインターネット放送が担うべきものと考えます。

#### 四、「BS放送の切り離し」

インターネット接続によってその機能がほぼ不要といえるBS放送の廃止、もしくは受信の完全な任意契約によって、NHK基本料との切り離しを行うべきと考えます。

以上、4点につきまして、改革していく必要がある、と考えます。

【個人13】

現状無料で見られるインターネットでのニュースなどは国民の知る権利に資するために現状のように制限なしで見られるようにするのが公共放送のあるべき姿であると考えます。

【個人17】

新聞各社が民間事業の圧迫だと主張しているが、NHKをインターネットから追出したところで新聞各社の情報の質が上がるとは限らない。それどころか今まで良質な情報を与えてきたNHKが居なくなることは、インターネットが普及した現代の国民には損失であると考える。両者が切磋琢磨することで情報の質を上げていくことが最も必要。そのためにも今回の大幅なNHKの規制には反対である。

【個人18】

NHKによるテレビ放送とは異なる枠組みでのインターネット記事の配信の継続を強く希望する。

インターネット上の無料のニュースコンテンツは記事の表示回数が収益、主に広告収入に直結する状況が多いためか、記事タイトルや記事の最初の数文が「記事の閲覧数、共有数」が増えることを過剰に期待したような、実際に起きたことと乖離したり、針小棒大と言える内容となっているものが多々見られる。

このような状況においてNHKは収益モデル上、無料のインターネット記事においても公平公正で品質の高い記事の配信を行うことができる数少ない組織であり、国民全体の文化水準の向上のために無くてはならない役割を果たしている。また、この役割を他の新聞社が代替できるものとは収益モデル上考えがたい。

NHKによるテレビ配信内容とは異なる独自のインターネット記事配信も、テ

レビ配信と異なるインターネットメディアの性質、視聴者層の違いから、求められるコンテンツ、効果的な表現が変わるため必然的に作られるもので、これを制限することは国民の利益の損失となることを危惧している。

30代以下の主要な情報収集元としてインターネットが多く挙げられる現在、そして将来においてNHKが果たすべき役割は益々大きくなることは疑いの余地がない。

一方で、NHKが有料コンテンツとして無料記事とは異なる高品質なインターネット記事を配信したり、インターネット記事から広告収入を得ることは民業圧迫であると考えます。

また、誤報や偏ったコンテンツの配信を避けるための枠組みや、NHKが調査した情報や統計データを他のメディアや国民が容易に二次利用できる仕組みが必要と考えます。

【個人19】

インターネットにおける情報の信頼性をすべての人が比較するのは難しくなっているのが現状です。

〇〇NEWSなどの名前のついたサイトを確実性の高い情報源だと疑っていない人も多くいます

また近年では各新聞会社の誤報や確証が取れていない不安定な記事も相次いでいると感じます

その中でNHKという国営に近い企業が確実性の高い情報を発信する信用性のあるサイトの存在意義は大きいです

絶対に撤退させてはいけない分野だと強く訴えます

【個人21】

NHKのような公共放送機関がネット上でも情報を発信することは情報の品質・真正性の担保のために必要であると考えます。

また、放送の内容をネットで補完することは放送事業にとって必須の機能であり、ネット事業を必須としない考えはNHKの放送機関としての機能を中途半端にしまうものであり、国民の利益に反します。

新聞協会などによるNHKのネットにおける情報発信が民業圧迫であるという批判は的外れであり、反対します。

【個人24】

様々な情報が玉石混交状態にあるなか、NHKニュース等のネットによるテキスト情報は良質な一次ソースをあまねく公開しており、世界的にも誇れるコンテンツとなっている。それらのコンテンツが時間が経っても閲覧可能なことも、確かな情報としての利点である。

それらを削減することは国民の知る権利を阻害するレベルまでできているのではないかと思う。

新聞社等の競争の問題を指摘する声もあるが、主に不適切な広告表示に関する問題で避ける実態もあろうかと思う。さらに言えば競合している者を潰して優位を取ろうという姿勢に問題があると感じる。

今回の能登半島地震に関する情報の動きをみてもNHKのコンテンツが大いに役立られていることから削減による損失のほうが大きいことは明らかであろう。

総じてNHKのネットコンテンツやその他サービスを減少することには反対である。

【個人25】

民業の圧迫するとの理由でNHKNEWSWEBを廃止縮小するとの報道を拝見しました。

絶対反対です。NHKは今のままでいてください。変わらず視聴者に情報を届けてください。よろしくお願いします。

【個人26】

NHKのネット業務に関して、昨今必須業務として新年度からかなり制限をかけると報道で知りしりましたが、今年の能登半島沖地震でのNHKがネットで様々なアプローチで発信をし、現地に情報を届けようとしておりました。

元々あるネット向けの記事を基盤に更新されていたコンテンツを再編し、今回の地震にもカスタマイズされて迅速にできたと思われます。

それを新年度から限定的に配信となるとまず初動から遅くなるのです。

公共放送の要である「防災減災」の発信は、事前準備が9割と思っています。

24時間放送してるとはいえ、平時の報道に何時間防災減災について触れますか？

放送したものに限ると縛りを強くしてしまうと、受信料を納めている国民の利益を損っていることとなります。

現行の状態が他社の民業圧迫に繋がるのなら、現在の放送法を変更する方案を出してもらいたいです。

NHKの収益の一部を新聞協会と民放に還元してでも、今のネット業務を維持して頂くことを強く望みます。

現在のライフスタイルとして、テレビのみにこだわるのはナンセンスです。

新しい形で視聴者に情報を届けるスタイルに放送法も改正すべきです。

いざ有事にならないとわかって貰えない現状だからこそ、一視聴者ある私も意見を送らせてもらいました。

一般の新聞のWeb記事ではペイウォールにてそこでアクセスを辞めざるを得ない事が多いです。

受信料を納めている我々の知る権利を奪わないでください。

公共放送のネット展開の規制において、受信料を納めている国民の利益を損なう選択をしないようご一考願うこと強く主張させていただきます。

【個人27】

一部新聞のエゴによって、国民が無料で高品質な情報に接する機会を損なうものであり、中止すべき案と考える。仮にこの案が実施された場合、公共放送の偽ニュースサイトが多数出現し、国民がフェイクニュースに惑わされる機会を創出する危険がある。公共放送のニュースサイトはかなりの年数の実績があり、仮に廃止となっても、国民の大多数が認識と行動を改めるには時間が掛かる事が予想されるため、偽ニュースサイトによって国民を危険にさらす行為はやめるべきである。現在の主流は、無料で良質な情報によって、悪意のある情報を駆逐することであり、本案はそれに逆行するものである。淘汰されるべきは、競争力を失ってしまった一部新聞である。

【個人28】

圧力により国民の情報に触れる機会、取捨選択をする機会を阻むことは許されないと考えます。

【個人31】

インターネットでも情報を見れるようにしてほしい

【個人32】

NHKには様々な問題があるのは確かだが、インターネットの活用において新聞社の圧力によって事業縮小に向かわせるのは明らかに間違った愚策としか言いようがない。そもそも終わっているのは新聞社の方である。新聞社だけの利益を考える必要は全くない。新聞は正直なくても困らない。実際に購読世帯は減少の一途を辿り、あと数年では全世帯の半分以上は購読しないという試算まである。なのになぜそんな既得権益の一部の面倒など見てやらなければならないのか？全く理解に苦しむ。NHKは公共放送である以上国民全体の利益になるような行動が求められる。ネットも当然である。縮小などあり得ないし、国民が望んでいるのはフェイクニュースがなく不偏不党な情報の提供である。偏ってばかりの新聞社の情報など不要なのである。NHKを追い出すのはあまりにも国民の声を聞いていない。普通に考えてNHKは受信料で成り立っているんだから国民の声を尊重すべきであって、新聞協会の意見など聞く必要は本来全くない。このパブリックコメントをきっかけにNHKのネット縮小は取りやめて欲しい。新聞協会こそ潰れるべきだ。

【個人33】

放送法第二条第一号に依れば放送の定義は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に依る電気通信の送信を指すものであり、テキスト情報を用いた情報の発信はこれに含まれるべきものである。

放送法第一条第一号に依れば「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。」が放送法の目的とされており、テキスト情報を用いた放送が効用をもたらすこともまた保障されるべきである。

「放送が効用をもたらす」という文言の解釈としては「電気通信の形式に応じた内容の変更に依る効用の最大化」も含まれるべきであり、取りまとめ案7pにあるようなテキスト情報発信の内容制限は放送法の目的に反するものと考え、依ってこのような制約は取り除くべきである。

インターネットにを用いたテレビ放送番組の再配信に関しては今日のインターネットを用いた電気通信の普及率を鑑みると必須業務とすることは放送法第一条第一号の目指す保障の範囲内であると考えられ望ましいと感じる。

【個人34】

NHK NEWS WEBには優しい日本語で書かれたニュースがあり、在日外国人だけでなく、知的障がい者やボーダー、精神疾患等の理由で多量の情報処理が難しい方々にとって情報収集の一助となっています。

日本に住む様々な方にあまねく情報を送り届けるということは、公共放送に果たされた使命でもあると思います。NHK NEWS WEBが廃止されると、優しい日本語でかかれたニュースサイトで代替できる民間のサービスが殆どなく、情報弱者となりうる方々が取り残されるリスクがあります。

震災をはじめとした緊急事態の際、情報が取れなかったために命を失う人が出てくることのないように、NHK NEWS WEBの継続を何卒お願いします。

【個人35】

- ・ 文字ニュース事業について。新聞業界からの圧力で縮小との報道を聞いた。もし本当だとしたら「民業圧迫」の名のもとで国民の知る権利を同じ報道機関の新聞業界が奪うという皮肉な動きだと思った。NHKが大多数の世帯からの受信料を活用して行っているサービスを享受しているというのに新聞業界の言い分は甚だ遺憾である。また、新聞社のニュースサイトでは記事を読むのに有料または無料登録が必要で、興味深いニュースでも新聞社ごとに課金しなければならず不便である。質量ともに秀で、誰でもアクセスできる文字ニュースサービスをスポイルしてはならないと思います。

【個人36】

NHKの放送のインターネット活用業務については、民間テレビ事業者や民間報道機関が取り組んでいない領域にも広がっており、これは今後より発展させるべきと考える。

例えばNEWS WEB EASY (<https://www3.nhk.or.jp/news/easy/>) のようにわかりやすい言葉で端的に情報を伝える事業は、民間企業が現在まったく取り組んでいない領域であり、広告収入などの手段も（肝心の可読性を大きく損ねることから）今後導入が難しいと考えられる。こういった事業は民業圧迫が考えられない。

NHK政治マガジン (<https://www.nhk.or.jp/politics/>) やNHK選挙WEB

(<https://www.nhk.or.jp/senkyo/>)は政治や選挙について一貫的に報じる試みであり、選挙の都度、政局の都度ページを作成しては削除していく民間企業とは方法論が異なる事業と言える。これもまた、民業圧迫と言うよりは民間が行わない事業こそ公共放送が取り組むべきであるといえる。

スマートフォン向け事業であるNHKニュース防災アプリは民間テレビ事業者や民間報道機関が提供する同種のものとは比べ、広告表示を行わないことで安全性を確保している。民営のニュースアプリは広告表示を行うことで利用者に誤解を与える可能性がより高くなっており、テレビやラジオのCM放送以上に配慮すべきだが、その構造上、事業者自身が表示すべきでないか否かを判断することが出来ない。即ち、広告収入をインターネット事業に充てている民間企業では、災害情報などにおいて利用者に不正確な情報にさらす可能性を持っている。この事情をとっていても、NHKのインターネット事業は継続する方が国民の利益を確保出来ると考える。

【個人39】

地上波ラジオ・衛星放送のインターネット活用を必須業務は大いに賛成したいと思う。現在、民間放送や紙媒体メディアも積極的にインターネットの公式サイトやYouTubeなどを活用しておりNHKも必須化するべきだと思う。衛星放送のネット活用（同時配信）に関しては、多くの反対があると思うが衛星受信料を支払っている方限定にするのであれば良いと思う。

ラジオ受信するのであれば受信料は不要なので、これからも積極的にラジオのインターネット活用を進めていくべきだと思う。（らじるらじるでの聞き逃し配信更なる充実化）

民間との競合がとよく言われているが、民間やインターネットメディア、SNS等のサービスで不足する部分を補うのが公共放送改め公共メディアである「日本放送協会（NHK）」である。NHKは質の高い番組・記事を毎日放送波やインターネットで発信し続けており正確で安心できるメディア。インターネット上のデマを検証する部門もあり信頼性がとても高い。「NEWSWEB」は普段のニュースから、詳しいニュース解説、若年層に向けた分かりやすく読み応えのある記事が多い。

上述の理由から、NHKNEWSWEBを大幅縮小し、新ニュースサイトにするとあったがそれは絶対にやめて頂きたいと思う。放送波をそのまま載せるのではなく、放送波の補完としての役割、民間の補完としての役割もあるからだ。また、民間が

絶対に出来ない事も公共メディアであるNHKはして下さい。

新ニュースサイト（仮）利用時の受信料確認についてもご一考頂きたいと思う。受信料支払い確認に関してはNHKプラスでも実施されている。しかし、世帯契約で契約者以外の家族でも可能ではあるが、その分制約が生まれる。NHKプラスなどネットサイト利用時の受信料確認に関しても確認の仕方をさらに緩和や見直し、現状維持をして欲しい。（勿論、NHKニュースサイトは新サイトでなく、NHKNEWSWEBを断固として継続して欲しいですが。）

一部報道や総務省資料では、インターネット活用業務（NHKNEWSWEB）や語学講座、らじるらじるについて大幅に縮小するとあったが、是非ご一考頂きたい。インターネット（SNS・掲示板・ニュースのコメント欄）や一部の業界の意見だけが世論、民意とは限らない。国益、国民の利益を考えた時にNHKの放送波もインターネット配信も更に充実していた方が良く考える。公共の利益は多大なるものがあるのに、何でもかんでも一部の強い意見（ネットや業界）を聞きすぎて大幅縮小は公共メディアとして断固としてあってはならない。民間では取り上げられない事例をNHKでは取り上げていたりするので意地でも大幅な縮小はあってはならない。逆に拡充すべきだと思う。

【個人40】

日本はクロスオーナーシップ規制が極めて弱いため、地方にはひとつの閥閥により閉じた資本によるテレビ・ラジオ・新聞グループというメディアしか存在しない地域が複数存在する。

このような地域に居住する国民にとっては、斯様な偏った資本ではなく国民の代表たる国会の監督を受け、全国組織に由来する多様な視点を持つNHKが主体的に行う現状の番組に限定されないテキスト等様々な手段による報道体制は国民の「知る権利」の増進手段として極めて有効に機能してきている。

よって、NHKの報道内容を番組に限定しようとする現行の取りまとめ案は国民の「知る権利」を毀損するものであると考える。

【個人41】

NHKによるインターネットの文字ニュース業務は、放送との連動とあわせてよく設計されており、特にインターネットに接する機会の多い国民にとって、なくてはならないものになっていた。



新聞各社がNHKに対して圧力をかけてそれを中止させようという向きは、国民の「知る権利」に対する侵害ともなりうる。

これは、本来は表現・報道の自由、知る権利を守る存在であるはずの新聞各社みずからが、我が国における表現・報道の自由、知る権利を台無しにしようとするおこないであると考えざるをえず、きわめて遺憾である。

表現、報道、知る権利に対する活動は、現存する新聞・メディア各社のみに許された「特権」ではないことを、むしろ新聞・メディア各社こそが認識しなければならない。

【個人43】

理解増進情報についてNHKのテキストベースの発信についてかなり制限をする方針が示されていますが強く反対します。

各民間企業としての新聞社のWebメディアに信用のおかれる情報がある、アーカイブが残り続けるなどのメリットがあるとは考えられず、国民として有用な情報を得る手段でありアーカイブとしても提供された公共放送としてのメディアがWebにおけるテキスト発信を制限されるというのは納得がいきません。

【個人47】

今回の石川県をはじめとする北陸地方の震災でも、NHKのウェブ記事は正しい情報の獲得手段として機能しました。

民間のようにスポンサー意向を挟まない情報源として、かつ迅速な情報獲得手段としてのウェブ記事を削減することは、国民として不利益を被るとかんじます。どうか削減はせず、現状を可能な限り維持いただきますようお願いいたします。

【個人48】

公共放送WG取りまとめを読みましたが、これはNHKに対する現代の焚書及び言論弾圧ではありませんか？第一次について把握していませんでしたが、この内容に基づいた議論は受け入れがたいです。

【個人50】

公共放送のWEBサイトは、新聞社のWEBサイトとは異なり誰にでもオープンか

つ。学術的資料としても意義がある。  
加えて、聴覚障害を持つ人にとっても大切な情報源である。  
新聞社サイトは一見オープンであると見せかけて実態はクローズと言っても過言ではない。  
新聞社の業界団体の既得権益を守る為に、公共放送のテキスト情報を廃止するのは如何なものかと思う。  
近年各新聞社の記事は自ら取材先に足を運ばず記事を書く所謂【こたつ記事】が顕著である、また記名記事も少ない。  
それ故に紙媒体の信用度が落ちている事を公共放送に圧力掛ける前に新聞社は反省すべきであるし、メディアとしての矜持を持って欲しい。  
それこそ、政府が喧伝してるダイバーシティだのSDGsに逆した行為である。  
公共放送のNEWS WEBは丁寧に作っている。  
そこには、サイトに携わる者達の想いや魂が込められている。  
座って書いてる所謂【こたつ記事】ではない。  
大切な記事は記名記事で掲載しているのが公共放送のNEWS WEBの良さでもある。

メディアの矜持を持っている。  
それは、情報を伝えるという使命と情熱があるからこそである。  
公共放送とは、すべての人の為の物であり  
第三者がそれに圧力を加えてはならないということを強く言いたい。

【個人51】

まず、この法案自体が出てきたことに懸念を抱いています。NHKが発信している良質な（それも“スポンサーが市民”だからこそできる）記事や特集が無くなるということのリスクをもっと検証いただきたいです。NHKの記事が配信されなくなったあと、民間の新聞各社が記事の有料化を進めないという保証はどこにあるのでしょうか？また、有料化に伴って低品質かつデマが含まれた情報が蔓延する恐れは無いのでしょうか？

私はこの法案が国会を通った後、どうなるか非常に心配をしています。話が飛んで恐縮ですが、最近の米国は選挙を控えている中、偽情報が飛び交い、深刻な問題となっています。私はNHKが偽情報被害に対抗する最後の砦なのではと  
思い始めています。

この法案は新聞社に利益をもたらすことは決してなく、ニュースそのものの信頼を失墜させ、本邦のネット空間、ひいては社会を荒廃させる一因を作るひどい提案に見えます。

ここから余談：

最近、“自己防衛”として某新聞のデジタル版を購読しはじめました。記事のジャンルが充実しているのは良いのですが、公平性・中立性の観点から見ると明らかにNHKの後塵を拝している印象です。NHKのWEBニュース配信が無くなった後のことを考えると暗澹とします。…正直、中立性の無い新聞にお金を出すぐらいなら外国株NISAとか投資に突っ込んで資産防衛した方がマシに思えます。

【個人54】

現状、さまざまな新聞社・テレビ局・マスコミ各社が作成・公開している記事・情報・SNS発信は、信頼性が低いものになっており、また恣意的に歪められたり、事実と異なる内容が、裏取なく流されています。実際いくつもの情報が、SNS上で個人レベルの専門家等から誤りやデマである事を指摘されています。更にはそれらの悪質な誤り・偏向報道・デマの流布に対して、指摘されてもそれを認めることは少なく、そのままにしたり、削除して無かったことにしたりと、報道を担う組織であるにも関わらず、信頼できる対応がなされる事は稀です。

NHKによるテレビ放送以外での情報提供や報道のコンテンツが無ければ、情報・報道への信頼という観点において、マスコミ各社の競争相手が不在となり、現在以上にマスコミの怠慢が進み、自浄作用も期待できなくなる事が予想できます。

民間マスコミ各社こそ、新聞発行やテレビ放送や電波利用・取材活動に特権的な力を持っているのですから、NHKのコンテンツで民業が圧迫されるという理屈で、金も時間も掛けずに、低質な発信しかないまま、情報提供の利権だけを維持しようとするのではなく、自らの権利を正しく適正に活用し、NHKに負けないコンテンツ提供をするための努力義務があるのではないのでしょうか。

日本の報道体制と信頼できるコンテンツを守るためにも、NHKのコンテンツ拡大こそあれ、縮小はあってはならないと考えます。私達国民がどれだけNHKという公共のネットコンテンツに救われているか、マスコミ各社の意見ではなく、パブコメに辿り着けない国民の声も、いまいちど幅広く確かめてください。

【個人55】

新聞からの圧力によってテレビが業務を縮小することは、あってはならない。

NHKは今後も今まで以上に（少なくとも今までと同様に）業務を続けていただきたい。

【個人59】

NHK NEWS WEBについて。

ニュースの映像を文字と共に確認できて有用です。

有用というより、なくなると見られなかったニュースや他地域の話題について知ることが出来なくなるため、困ります。

他TV局にもニュースの映像と書き起こしを組み合わせ載せているページがあるにも関わらず、なぜ公共放送だけが廃止を迫られているのか理解に苦しみます。

NHKが満点という訳ではありませんが、他より信頼に値するのは明白。

他のメディアは批判に注力するより、信頼されるだけの情報を提供する努力を怠ってはいないか自問するべきではないでしょうか。

【個人63】

公共放送の役割はあまねく情報を早く正確に伝えることである。あらゆる手段を使い伝えることが大事だと考える。その手段のひとつがインターネットの活用である。

東日本大震災以降、NHKはインターネットを使った情報の発信に試行錯誤し、今の形になったと思う。NEWS WEBのサイトは大変見やすく進化している。

その努力を妨害するような意見を出す新聞協会はいかがなものか。

民業圧迫だと言うが、自分たちだけが軽減税率を適用されていることについてはどう考えているのか。

新聞には新聞にしかできない役割があり、それは他のメディアを妨害することではない。

業務拡大というが、受信料を糧に得た情報を知りたいと思うのはおかしいだろうか。

今や情報は生命に直結すると言っても過言ではない。  
NHKはこのままインターネット活用を進めてもらいたい。

【個人66】

情報があふれるこの社会において、ネット配信は、新聞社であろうと、NHKであろうと、必須業務だと考えています。

情報提供の範囲や手段を制限する必要はありません。すべての機関が、すべての力を注いで、より正確な、人々の役に立つ情報を配信して下さることを期待しています。

その中から、国民は自分に役に立つ情報を取捨選択します。もし選ばれなかったなら、それを振り返りよりよい情報提供につながるよう各社が努力すべきと考えます。

こうして世の中にあふれる情報は洗練されてゆくのではないのでしょうか。国民はより良い情報、自分に必要な情報を求めています。

個人としては、NHKのニュース配信がなくなったからといって、新聞を読む生活に戻ることはありません。

【個人67】

NHKWebめっちゃ便利なので継続してください

【個人68】

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会の、公共放送のネット業務「必須業務として配信すべき情報の範囲」についての「限定的にしなければ抜け道になりかねない。」という意見は甚だ見当違いだ。

範囲は柔軟性を持たせたい。テレビで放送された補足・関連情報をインターネットで掲載し、視聴者にとって有用なコンテンツとすべきだ。

判断するのは視聴者（国民）だと思う。

【個人70】

NHKのウェブニュースを廃止させることには反対です。NHKのウェブニュースを廃止しても新聞各社が伸びることはありませんし、よりフェイクニュースが広まるだけです。

それにNHKのウェブニュースには選挙の各政党まとめがありますが、新聞各社はそれすらありませんし、反日売国奴的な記載をしているところすらあります。

コロナもすでに終わったものとして掲載をやめていますが、NHKウェブニュースは掲載を続けてくれています。

何卒意見の撤回をお願いします。

【個人71】

テキスト情報の必須業務化について、より詳しく示してほしいです。

取りまとめ案は、放送の二元体制におけるメディアの多様性確保のため、NHKがインターネットで配信するテキストを大幅に規制するという内容だと理解しました。

民間事業者によるテキスト情報は、SNS上の個人が発信した内容をそのまま転用しただけの独自性がないものや、購入すべきかどうか判断できないほど極端なタイトルが付いた記事などがほとんどです。

NHKから一次情報を提供し、民間事業者が発信するとしていますが、なるべくなら一次情報を参照したいです。

国民の知る権利は守られるべきです。

【個人75】

新聞の媒体としての特性を考えると、国民の生命にかかわる情報を伝えるスピードや公平公正な情報の発信は不可能であります。

元旦に発生した能登半島地震においても、乾電池1本どころか手回し発電でラジオ放送の受信機公共放送から情報を得られたことで救われた国民の生命は公共放送が日々行っている訓練の賜です。

また、新聞は発行部数が年々減少しているところ、新聞社の営利のために公共放送を「苛める」ような態度はけっして容認できません。

【個人77】

NHKのニュース記事は公共でやっているだけあって、同じ報道記事をさまざまなサイトで見比べてみても最も公平に報道されていると感じていました。

だからこそ、今後もネット上でもそれを展開していただきたいと思います。

す。

民間が悪だとは思いませんが、経営という視点が入るとどうしても偏りが出してしまうのは否めません。その偏りを加味して記事を読まなくてはいけないのですが、多くの人はその偏りを理解できていないと感じます。

だからこそ、NHKもネット上での情報発信を継続して行ってほしいと思います。

【個人78】

公共放送において 遍く国民に情報を届けることは本来業務そのものである。

インターネット環境下で文字情報画像情報による伝達が技術的に可能であり実装できている現状において 災害時通信障害時、視聴覚障害者への伝達を含め 確実に情報を届けきることに極めて重要な役割を果たしている。

偏向のない報道が行われていない民法放送局の現状を鑑みるに NHKによる公共性の高い報道をあらゆる方法で届けきることはNHKの責務であるし、前者によりそれに横槍が入ることは言語道断であり国民に対する重大な権利侵害である。

今後もより一層充実したインターネット経由のNHK報道を切望する。

【個人79】

NHK NEWS WEBなどNHKが提供するインターネット上のテキスト情報について、新聞協会等から民業圧迫という言葉が出て来ているのを度々目にするが、能登半島地震などに於いても現地の状況を見逃した政権批判に終始して現地の復旧復興の妨げになるような記事しか出せていない惨状で、NHK NEWS WEBのテキストが無くなったなら新聞を見るかと言えば「否」という回答しか出て来ない。

確かに受信料収入と広告料収入を比較すれば圧倒的に資金面ではNHKは巨大であるが、それを差し置いても今の新聞はとも信頼出来る情報源とは到底言えない状況で、もし民業圧迫と言う事でNEWS WEBのテキスト情報を廃止させたとして、困るのは情報源の選択肢が減る我々国民である。

新聞業界は我が身を振り返って、特に災害時の情報発信に於いて果たして国民、特に被災地の人々が「生き延びる」、また「立ち上がる」為に必要な情報を正確に提供出来ているか反省して欲しい。

勿論NHKの報道についても問題がないわけではなく、周く広く情報を提供するという面に於いては地方に住む人間としては全く足りてないと言わざるを得ないシーンが多々ある。東日本大震災の時から比べると地域のライフライン情報などに時間を割く様になったと思うが、地方のネットワークを張り巡らせてる割には「東京を向いた」報道がやはり多いのが地方民としてはとても気になる。放送時間に限りがあるのは理解するし、動画情報は見た目ほど情報量が豊富でもないので限界があるのも分かるのだが、もし南海トラフ巨大地震が発生して関東から四国まで広く被害が出たと想定すると、今の状況だと10ある枠のうち6?7が関東の話、残り7が他の地域みたいな事になりかねないのではないかと懸念する。

故に放送業務(映像、音声)だけではなく、それを補完する物としてテキスト情報も必須業務に組み込んで欲しいと「残りの時間でお伝えされる」側の地方民としては切に願うばかりである。

【個人81】

私はNHK(日本放送協会)のWEBコンテンツの廃止に反対致します。

第一に、NHKのWEBコンテンツは、正確な情報を届ける役割を果たしています。緊急性を要するニュースをテレビやラジオの放送で届けるだけでなく、いち早くインターネットで届けるという役割は今後も必要だと考えます。

第二に、NHKのWEBコンテンツを廃止したところで新聞を購読するという人は私たちが考える以上にはいないのではないかと考えられます。ますます先が見通せない将来になっていくなか、メディアの中でも新聞の周辺だけが利益を得るような環境を作るのではなく、異なるメディアがそれぞれ協力し合ってどのメディアも正確な情報を届けていく環境を作ることが求められていると思います。

以上から、NHKのWEBコンテンツはそのままあり続けるべきだと考えます。

【個人84】

公共放送インターネット活用業務に関しては、最低でも現状と同規模・同程度を維持してほしいと思います。ひとえに、インターネット空間から「信頼できる情報源」の一つを減らさないでほしいという思いからです。

私自身はあまり新聞を読みません。普段のニュースは、NHKのテレビニュース



やX (Twitter) で共有されたネット記事から入手することがほとんどです。必要に応じて主要新聞各紙のネット記事を読むことはありますが、有料の会員登録はしていません。ただ、テレビニュースや無料で読むことのできるネット記事だけでは、理解の追いつかないこともしばしばあります。そのような時に、NHK NEWS WEBなどのNHKのネットメディア類を読むようにしています。ネットメディアであれば、何度でも自分の好きなように読み返せます。また、情報の出典等もわかりやすく明示されていますので、気になった情報をさらに自分で調べることができます。何より、ペイウォールに阻まれず、一定程度の信頼と正確性が担保されている情報にアクセスできるというのは最大のメリットだと感じています。新聞各紙が展開するネット記事の多くは、有料の会員登録をしないと読めず、時折歯がゆさを感じています。もちろん、サイトの運営・保守や収益性のためにペイメントが発生するのはわかります。しかし、果たしてNHK NEWS WEBが無くなったあと、新聞各紙のネットコンテンツだけでインフォメーション・ヘルスが確保されたインターネット空間を実現できるのでしょうか。

公共放送の存在意義は、「公共の福祉のために、正確で信頼できる情報を、国民に遍く伝える」ことだと思っています。公共放送インターネット活用業務は、この存在意義に適うものです。確かに一強の存在は「相互に共存・競争」の不全をもたらしますが、かといって、現状そのような不全があるのでしょうか。新聞協会の資料だけではよくわかりませんでした。

どうか、公共性やインフォメーションヘルス、国民の知る権利の観点から、公共放送インターネット活用業務の意義・是非を検討していただきたく思います。

【個人86】

国民の知る権利の保障のため、NHKニュースWebなどNHKのWeb情報は無料で継続させるべきと考えます。民間企業であれば企業の存続および利益の確保のための有料化は理解できる場所ではありますが、公共放送としての使命を考えれば、現状のままがよいと考えます。

【個人88】

昨今のメディアに対する世間の目、考え方は相当に、大変ドライな情勢でありますので、新聞側に対してはこんな低次元なことしている場合ではないので

	<p>は、と率直な感想を申し上げたい次第です。</p> <p>了見の狭いことを恥もなく申し上げて果たしてどなたの利になるのか今一度考えて頂けますようお願い申し上げます。諸々御事情はおありかと存じますが、反論してこない相手に石を投じている場合でしょうか。新聞とは150年以上の歴史あるメディアです。</p> <p>純粹にお力を見せていただければ。</p> <p>この先も進化という形で、各メディアが続いていきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人89】</p> <p>現状インターネットにおいて、基本無料で公開されている最低限中立であろうと推測される情報ソースとして、NHKWebのニュースは重要な立ち位置を占めていると認識しており、放送料の利用先としてもこの事業を是非とも継続してほしい</p> <p style="text-align: right;">【個人95】</p>		
7	<p>インターネット活用業務は当然として必須業務となるべきです。必須業務としては配信すべき情報の範囲は、地上波テレビ放送と同様、放送番組と同一のもの（映像及び音声）及び放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）（資料より引用）です。</p> <p>理由としては、各民間放送事業者、新聞社・通信社はいずれもネットコンテンツはペイウォールにて配信し無料配信という形はとっておりません。つまり貧富の差がそのまま情報の差に転じ、等しく全国民にあるべき知る権利が与えられない人々が出てきてしまいます。その是正のため、公共放送のコンテンツ配信は必須業務となるべきです。テレビではアクセシビリティに不安があったり、そもそもテレビがなければ視聴できません。</p> <p style="text-align: right;">【個人44】</p> <p>公共放送のネット業務の必須化に賛成します。</p> <p>まず、公共放送のネット業務がなくなった（少なくなった）からと言って、新聞を読みたくなくなるわけではありません。新聞が読まれていない原因に公共放送を挙げるのは筋違いです。</p> <p>公共放送のネット業務は、無くてはならないものだと考えています。</p> <p>数年前、衆議院選挙があった際、NHKは、最高裁裁判官の国民調査の参考とす</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>したがって、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	無

	<p>るためのウェブサイトを作成し、大変参考になりました。他のウェブサイトでは、衆議院選挙に立候補した人のまとめサイトはありますが、最高裁判官の国民調査についてここまで詳しく書かれているものはありませんでした。</p> <p>また、大規模な災害などが起きた際には、速報を文字でも行うとともに、テレビやラジオの放送をインターネットでも配信しています。また、時系列でまとめた記事も常に更新し続けています。</p> <p>これが無ければ、SNS上ではデマや誤情報がさらに出回り、被災地では更に混乱が広がることは明白です。</p> <p>NHKは、東京／地方にかかわらず全ての局で、インターネットにおいても、情報などの配信を積極的に行ってほしいと強く思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人45】</p> <p>NHKのインターネット活用業務の在り方について、インターネット活用業務についても必須業務にすることに賛成です。</p> <p>また、NHKはこれまでと同様、様々な媒体を活用して情報を発信して欲しいです。</p> <p>NHKの発信する媒体や情報に制限をかけることは、国民のメディアやマスコミに対する関心を下げただけだと思います。</p> <p>懸念されている民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争は、保護や制限ではなく各事業者の経営努力に求めるのが正しい競争ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人85】</p>		
8	<p>NHKはテレビによる放送以外にインターネットによる報道や記事が続けるべきと考えます。新聞各社の圧力によって情報を規制しないでいただきたいです。新聞がおもしろくないのは新聞社自身のせいです。</p> <p>薄く広く集めたお金で平等に報道する機関としてNHKは絶対に必要ですし、その報道内容が見られる機会はテレビというメディアに限らずインターネット上にも開かれてしかるべきです。インターネット上で公開される記事は受信料を支払っていない人も見られる方が良く考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p> <p>NHKのニュースサイトを受信料の対象にするのは反対です</p>	<p>受信料制度は、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者からは広く公平に負担を求める趣旨であると解されることから、インターネット活用業務をNHKの必須業務とする場合、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であると考えられます。</p> <p>必須業務としてのインターネット活用業務に係る費</p>	無

	<p>現行においてもラジオは対象外であり国民に公表するという公共放送の性質と受信料は違うと思います。</p> <p>バックナンバーを有料化するのは賛成ですが</p> <p style="text-align: right;">【個人49】</p> <p>NHKの新ニュースサイトの有料化については反対です。理由としては、新聞各社のサイトが有料化し、情報取得において既に格差が発生している事、今回の能登半島地震のように、一部野党系の国会議員や、一部の芸能人が行った事実と異なる情報発信の抑止の為です。</p> <p>現在のNHK NEWSWEBは無料ではあるものの、有料サイトとほぼ同レベルのサービスとなっていて、重宝していますが、ネットが普及し、個人でも発信できるようになった今、事実と異なる情報を目にすることも増えてきています。それだけに、有料化を行えば情報の分断が起き、最悪社会生活にも影響が出る事を懸念しています。</p> <p>どうか、再考いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人64】</p>	<p>用負担について、NHKの放送を受信することのできる受信設備を持たないが、スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末をNHKの放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価し、このような「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきと考えています。</p>	
9	<p>平素よりお世話になっております。</p> <p>私は三十代の女性であり、テレビは設置しておらず、スマホのみ所持しているような者です。</p> <p>第二次取りまとめの2. 地上波のところにあるように、今後テレビを持たず、インターネットを通じて情報を取得する人は増えていくと、実感としても思います。</p> <p>先の能登半島大震災のとき、多くのテレビやメディアが情報を発信してくれましたが、やはりNHKの、特にX (Twitter) のニュース発信の迅速さ・信頼性は一番高かったです。自然災害の多い日本において、正確かつ迅速な情報発信にはNHKのインターネット業務の必須化は避けられないと考えています。</p> <p>NHKのネットニュース業務は続けていただくよう、何卒お願い申し上げます。</p> <p>(正直、1 国民としてはメディアの多様性の担保はある程度してほしいものの、NHK以外のメディアの質の低さにNHKが合わせる必要はなく、そのような行為は国民全体が共有すべき情報の提供を阻害すると思慮します。)</p> <p>なお、利用料について、インターネットにアクセスできる(スマートフォンやPCを保持する)だけで利用料徴収の対象とすることは反対です。</p>	<p>受信料制度は、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者からは広く公平に負担を求める趣旨であると解されることから、インターネット活用業務をNHKの必須業務とする場合、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であると考えられます。</p> <p>必須業務としてのインターネット活用業務に係る費用負担について、NHKの放送を受信することのできる受信設備を持たないが、スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末をNHKの放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価し、このような「協会</p>	無

スマートフォンは多くの行政手続きを含め、日常生活を送るうえで必須のものであり、その保持の有無により利用料の徴収とすることはもはや税に近く、国民理解は得にくいと思います。

いっそ財源を税とした方がまだわかります。

データセンターやキッズ向けスマートフォンに代表されるように、PCやスマートフォンの保持はインターネットからNHKの情報を得るためにしたものではありません。

また、インターネット網を整備・維持しているのはNTTであることを踏まえても、インターネットを利用できるだけで利用料を徴収するのは無理があると思います。(NHKはインターネット網を保持しているわけではなく、利用者ではないため)

AmazonプライムやNHKオンデマンドのように、NHKから情報を得るために特別な契約・アプリを入れた人から追加料金を徴収する形でなければ、一般的な国民としては納得できません。

(私はNHKの番組が好きなので、そのような形でも契約をして支払いをします。しかし、そうでない人やケースも多い中で無理なロジックで利用料金の徴収範囲を広げるようなやり方には断固反対いたします。)

1 国民の意見ですが、ご参考いただければ幸いです。

今後とも、安心して住めるような国でいられますように。

よろしく願いいたします。

【個人52】

NHKが負担のあり方については、「必須業務として実施する以上、インターネットでの提供についても、受信契約の対象として相応の費用負担(受信料)をお願いすることになる」と説明。そして、「その際は、テレビを設置し、NHKの放送を受信できる環境にある方に契約をお願いする従来の受信料制度との整合が重要と考えている」、「いわゆるペイウォールのような、料金を支払う事で初めて利用できるかたちとは異なる方法で実施する想定」と話した。などとする報道がされているところ。

今のテレビジョン放送のように、放送を垂れ流しにして機器を持っているだけで「受信料払え」などとする方針か？無料でも見たくない者に対しても受信料を課す方針か？であるのなら世界中に請求するんだな？

の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきと考えています。そのため、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけでNHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考えています。

「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為の具体的内容については、NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、i) アプリのダウンロード、ii) IDやパスワードの取得・入力、iii) 一定期間の試用、利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要であり、今後、総務省において制度化の検討を進める中で、これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべきであると考えています。

	<p>「公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ(案)」8ページ、能動的な一定の行為の具体例を示されたい。上記示したように放送を垂れ流しにした状態で、スマートフォンを所持して通信契約をすることが能動的な一定の行為とみなされては、困る。</p> <p>相応の費用負担(受信料)は積極的に視聴する者にだけ負担されるのだと、一言明言して頂きたい。</p> <p>放送との整合性云々は、放送をスクランブル化すればよい。</p> <p style="text-align: right;">【個人53】</p>		
10	<p>NHKが、何故電気通信事業に手を出すのでしょうか？</p> <p>NHKは、日本放送協会と言う名前の通り、電波を利用した放送事業体であり、全くの畑違いですが、その事には全く触れる気配すらありません。</p> <p>おまけに、インターネット発展に全く寄与していない事業体が、ただ乗りした挙句、不要だとする方々からも、インターネット環境があるから料金徴収すると言う、全くお話にならない事を、強引に押し進めようとしています。</p> <p>インターネット環境があるなら、料金を徴収と言う考え方は、世界中のインターネット利用者に対して、宣戦布告するつもりなののでしょうか？</p> <p>日本国民だけを対象にするのであれば、それこそ不公正な料金徴収ですし、恐らく法規制しようが誰も支払わないと思います。</p> <p>それに、現代社会におけるインターネット環境は、国民の文化的生活の一部であり、NHKが行おうとしているインターネット環境に手を出す行為は、憲法25条の保証する文化的生活の破壊であると思えます。</p> <p>現在のインターネット環境に、横からしゃしゃり出て料金をとる事は、NHKと言う組織の傲慢であり、許されざる事だと思います。</p> <p>NHKが、これ以上増長し、強引にインターネット介入を行えば、恐らく国民の不払いの増加を招き、致命的結果を与える懸念があります。</p> <p>今一度NHKその物を見直しをする時期に差し掛かっているのだと思います。</p> <p>NHKを、国営放送と規定するのか、完全民営化するのか、判断を迫られているのだと考えます。</p> <p>今の様な曖昧な立場は、最早通用しない時代だと言う事を理解すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人56】</p>	<p>NHKが放送に加えインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することは、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、NHKが公共放送として、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する役割を果たすことを可能とすると考えており、NHKのインターネット活用業務を必須業務化することが適当であると考えています。</p> <p>また、必須業務としてのインターネット活用業務に係る費用負担について、NHKの放送を受信することのできる受信設備を持たないが、スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末をNHKの放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価し、このような「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきと考えています。そのため、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけでNHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考えています。</p>	無

そもそもインターネット活用を必須業務化することが適当ではありません。NHKはこれまでの活動により、テレビ放送をしたくないという人を多く生み出しました。

この原因はインターネットの影響もあるでしょうが、根本的にはNHKが「不要」と思われているからです。

縮小を前提とした議論を行ってください。

民間では、市場規模に応じた対策を打ちます。

公的なものと言われるのであれば、3000億円を超える新社屋は不要です。

スリム化の検討が先です。肥大化ばかりの議論は現実的ではないので、多くの国民が納得できる取りまとめをお願いします。

【個人57】

全般的に維持、拡大路線であることが理解できません。

日本の人口が減少に向かう中、事業の縮小についても検討する必要があります。

多数のコンテンツから、取捨選択すべきであり、特に娯楽については民間に任せることで事業費の削減に直結します。

残すべきコンテンツ

ニュース・天気予報・国会

その他については、新たな制作は行わない。

枠が余る場合は再放送。

質の高いドキュメント等は惜しいところですが、致し方ありません。

市場縮小に合わせるのは企業としては自然です。

これで受信料を半額以下にしても利益構造に大きな影響はないでしょう。

更に少子化が懸念される中、生きたい世代の可処分所得を増やせるよう、NHK受信料の削減という観点からも本質的な議論をお願いします。

このままでは、日本のためではなく、単にNHKという1企業だけが良ければ良いという内容です。日本が良くなるような議論をしてください。

【個人58】

NHKのインターネット業務の必須化に反対です。

インターネットでの受信料徴収に対して資料内で「NHKの放送を受信できる行

為を行った場合」と記載されていますが、テレビを持っていてかつインターネットで受信できるよう設備を整えた場合受信料は二重にかかるのかなどの議論がまだ不十分だと感じるからです。

またイギリスの国営放送ではメディア環境の変化に対して受信料の一律徴収を廃止することも検討されていると伺いました。NHKでのインターネット上の受信料が上記のように行われるならば、テレビの受信料も同様の定義での受信料徴収にするなどそのほかの業務に対しても見直すべきところがあると思うし、現状ではその部分の検討が不十分ではないでしょうか。テレビ離れが進む中、NHKの立ち位置も時代によって変わっていると思うので根本的なあり方の見直しが必要だと思います。

なので現時点では全体的に議論不足だと感じるので反対します。

紅白プロデューサーの横領事件や、NHKをはじめとしたマスメディアの不祥事、また物価高騰や急速な円安が進み日本国民の生活はいまだ苦しいこともあり、テレビのあり方や受信料に関わる部分は現在厳しく評価されていると思います。NHKの丁寧な説明や対応に期待します。

【個人69】

#### P4) インターネット活用業務の在り方について

1) NHKのインターネットを必須業務にすべきではない。

NHKがインターネットを必須業務にしたい理由は、テレビ受信装置を持つ人が減り受信料収入が減るので、その代わりにインターネット利用可能な装置を持つ人から受信料を徴収しようとするから。

しかし、インターネットは電話回線を利用した低速度でしか利用できない時代（四半世紀前）から、誰でもアクセスできるサイトは無料が当たり前である。

「クリック詐欺」だってクリックしない限り、金を脅し取られることはない。

しかし、政府や経団連などNHKを支配する利権集団は法律を作る力を持っており、インターネット利用環境を持つ人に受信料支払い義務を課すことはとても簡単であり、クリック詐欺よりも悪質である。

インターネットはログインしてNHKのコンテンツを見る人から利用料を取るの  
は選択の自由があるから、受信料を払っていない人が、ログインしてNHKを見る



場合は、その都度、あるいは月額利用料を取る契約を結ぶようにすべきである。

当然、受信料支払い者には1契約につき1アカウントを与えてネットのコンテンツを無料で見られるようにすべきである。

【個人73】

NHKはあくまで「放送」（基幹放送及び衛星基幹放送）（いわゆる「デジタル放送」を含む）のために作られ維持されているものであるため、その認識は不適切である。

コンテンツ供給も同時に行われてはいるのであるが、しかしそれは「放送」に関してのコンテンツとして作られているのがそもそもであって、NHKの使命的意義としてはコンテンツの意義はそこまでであるはずである。

なるほど、NHKを営利事業者として見た場合は、コンテンツ供給に関しての収益増大を行う事や、インターネットでの有料サービス利用の拡大なども重要性があるものかもしれないが、国民としては、そのような事はどうでもよい事である。それはNHKの使命的意義とはあまり関係が無い。やっていけないというものではないが、任意業務的なものであり、国民の負担を増やしてまでする事ではない。そういうものであろう。

「テレビ離れ」を問題視しているようであるが、情報摂取的には、各通信社の発信する情報や考察コンテンツについてアクセス出来ていれば良いのであって、そこでNHKの必須的必要性というのは無い。NHKの放送に全く触れていなくてもNHKの放送内容を越えて各種の事柄についての情報をインターネット経由で収集しているような人間は数多くいるものであるが、そこにNHKの必須的必要性というのは全く無い（そもそも「放送」で送信される映像・音声では、人間に認識されるような各種の事柄についての意味的な伝達の速度が遅いのである。目で文章を見た方が早い。）。

コンテンツについては、NHKでなくとも、通信社、新聞社、ニュース記事等作成事業者、エンターテインメント関係事業者、音楽関係事業者、ブログ作成者などが作れるし、実際に作られ、有料無料問わず広く一般に閲覧されているのであるが、そこにNHKの存在意義などは関係していないし（そもそもNHKが無くてもしっかり存在している。）、コンテンツ事業者としてNHKは特段に重んじられるような所があるわけではない。NHKがコンテンツについて提供をインターネットで行う

からといって、大きなインパクトがあるわけではない（たとえば、ロイターなどのWebページ等の閲覧が減ってNHK製作のコンテンツの摂取が増えるかという、ロイターなどのWebページを多く見る人間にとってはあまり無い事であろう。時事通信、共同通信、日本ニュースネットワーク、朝日新聞系列、等の報道事業者に選択肢が1つ加わるくらいの意義があるだけであって、インパクトは大きくない。）。

結局、NHKに求められるのは、いわゆる「土管」としての基幹放送の維持の役割であり、それ以外は任意業務的なものとしての扱いで良いはずである。基幹放送の維持の役割以外については、NHKは社会において特段の役割を果たしているわけではない。

なるほど、確かにニュース番組については余計な装飾（出演者のリアクション等）が少ないために比較的情報量が多く、質がやや高めであり（やや、である。地方の報道については情報が足りていない場合が多い。日本ニュースネットワークの各地域の報道の方がずっと参考になる事が多い。それは今年1月に発生した能登半島地震でも痛感した事である。）、広告事業者が関与してもいないので、その点で不偏的な報道がなされるという理由付けもあり、一応意義を認めなくはない。だが、意義を認められるのはニュース番組までであって、それ以外のコンテンツについては、全く、NHKのアドバンテージというのは存在しないものであり（まあNHKスペシャルくらいはコンテンツの質が特に高いと見て良いくらいのものであると思われるが、「放送」向けコンテンツの枷を外すと普通にそれ以上のコンテンツというのは多数あるものであり（各種学術雑誌や論文、専門書、Wikipedia等）、そして「放送」でないのであれば、人は「放送」向けコンテンツの摂取に束縛される事も無いので、多数ある、より広く深く進んだ内容のコンテンツを摂取すればよいとなる。また、NHKスペシャルで取り上げられるような内容でないコンテンツ（例えば娯楽系）などについては、更にNHKのアドバンテージは薄まる。）、国民としてはそこに金を出さず意義を認められない。

結局、NHKは、基幹放送の維持の活動と、ニュース番組（しかしニュース番組製作も「土管」には不要である事は述べておく。NHKより良いニュース番組があるのであれば、そちらが放送されている方が良い。）のみを残し、全く無くなってしまってもよいのである。それ以外はNHKの放送で行われる事の意義が無い。そして、国民が負担（視聴料によるもの含む）を行うべき、目立った公益性（なお、NHKではない各種通信社・報道事業者・解説コンテンツ製作者・Wikipedia等

にも公益性は備わっているものである。そしてNHKのコンテンツにも公益性というか人類へのメリットが無い（とても低い）ものも存在する事も述べておく（「奇跡の詩人」及びそれ周辺の出来事など醜聞ものであろう。また「韓流」などにもNHKはコミットするべきではなかった。NHK及び韓流周辺のあれこれも醜聞であろう。国民・市民はそんなものに「公共」性があるとして維持すべきものがあるとは考えないし、むしろ金を出す事に罪性すらあると考える。なお、それらを例に挙げて言うと、NHKはその存在について無謬でも不偏でもない。その性質が保証されているわけではないし、不適切に強欲である（ニュースについても各種報道・情報を見て比較すると、不偏性・報じるべき重要情報が欠けているとなる事態がそれなりにある。）。）のあるものというのもそれらしか無い。そして、基幹放送に関係が無いのであれば、NHKが特段に意義があるものでもない。であるので、インターネットでのコンテンツ提供については、NHKの使命的意義からすると、任意業務的にしか存在しえないと考える。インターネットでのコンテンツ提供については、任意業務としておくのが適切と考える。

付記1：

なお、いい加減に、NHKは、放送について、スクランブル化されたい。あるいは、ニュース番組（天気予報や緊急速報等を含む）のみ非スクランブル化し、それ以外についてスクランブル化するようにされたい（ここで、非スクランブルとなっているもののみが、NHKの放送として特段の公益性があるとなるものであろう。）。そうすれば、視聴者は、必要も無い娯楽番組等を避けての視聴料支払いが行えるようになるはずであろう（NHKがそのような支払いコースを作れば、であるが（なお、コンテンツごとに複数種類の契約・支払いコースなどを作る事が可能であろう。ニュース番組及びNHKスペシャルのみ、というようなコースなどがあってほしいものである。）。）。（そして、国民・市民は、「奇跡の詩人」や「韓流」あるいは「おわらい」などに金を出さなくても済むようになるのである。実に素晴らしい、道理に適った、正義に適った、ニーズに適切に応じるような事であると考える。）

付記2：

なお、NHKは、インターネットの通信システムの維持等には特に寄与していないのであるから、インターネットでのサービス提供をするからといって、視聴料的に費用徴収（インターネットとの通信を行える機器があったらNHKとの契約を

義務的に行え、そして視聴料を支払え、等）を行うのは、その振る舞いの無理のある事である。

インターネットはNHKの存在が関わらなくても存在していたし、NHKはインターネットにおいてはただの1つのコンテンツ提供事業者には過ぎない。

付記3：

なお、インターネットでの事業展開については、そのための株式会社でも作ると、NHK（日本放送協会）本体は本業である放送の業務に専念出来るはずであるし、良いのではないかと思われるのであるが、どうなのであろうか。

株式会社NHKネットコンテンツ（仮名称）、のような会社を作り、それによってインターネットでのコンテンツ提供などを行う事にすると、すっきりした形になるのではないかと思われるのであるが（今のNHKエンタープライズなどの存在が許容されているのであれば、同様にそのような会社を作ったインターネットでのコンテンツ提供（有料なもの無料なもの両方を含む。）も許容されるのではないかとと思われるが。）。

付記4：

なお、地方公共団体ホームページや市政だより等においても、事業者による広告が存在したりするものである。

NHKは、ニュース番組以外について、広告を導入する事を検討してみてもよいのではないかと考える。

また、インターネットでのコンテンツ提供についても、そこで広告を導入する事を検討してみてもよいのではないかと考える。

なお、一応述べておくと、当方は、おわらいや韓流や不適切なコンテンツには金を出したりしたくない。（その適切性の無いコンテンツに市民から広く徴収された金が投与される事は社会正義にも適わない事であると考え。）

意見は以上である。

【個人83】

インターネット活用業務の必須業務化に反対です。NHKは放送事業に注力すべき。公共放送としてテレビ・ラジオで果たす役割は大きい。それをないがしろにしてネット事業に乗り出すのは、問題ではないだろうか。

迅速かつ正確な災害放送により、国民の生命と財産を守るべきなのに、最近では緊急速報時のミス、不備が多くみられる。能登震災においても、中継局が早々

	<p>に停波し、自衛隊の協力を仰ぐなど、不首尾が目立った。震災で発生したそのような事態に関して、詳細な説明が公式になされることもなかった。</p> <p>国民の知る権利にこたえる姿勢も欠けている。昨今の政権与党による重大な不正を徹底的に追及せず、「裏金」を「還付金」と言い換えるなど、言語道断。また、本来であればNHKこそ国会中継を毎回流すべきなのに、ろくに放送しない。視聴者はYoutubeでの日テレやニコ動の配信に頼るしかない。これでは公共放送の意味がないではないか。</p> <p>「テレビを持たない者」にインターネットを通じて情報を提供することが、知る権利を充足し、相互理解と対話を促進するなどというが、傲慢極まりない。そういうことは、政権への忬度をやめて国会中継を毎回流すようになってから、主張してほしい。</p> <p>職員の不正、不祥事も多く、虚偽捏造ヤラセ等、問題ある番組づくりも一向に改まらない。テレビ離れの主な原因は「視聴スタイルの変化」ではなく、NHKが良質な番組を作ろうとしないことではないのか？そのように信用できない報道機関が、インフォメーションヘルスだのファクトチェックだのといった大義名分を掲げて、ネット空間に進出するのは迷惑千万。</p> <p>NHKは真摯に反省して公共放送の基本に立ち返り、NHKらしい硬派な番組作りをしてほしい。インターネットに手を出すのは時期尚早です。</p> <p style="text-align: right;">【個人90】</p>		
11	<p>インターネット活用業務の件と財源・受信料制度について今回の報告書ではきちんと分かれて記載および議論されているので、個人的にはとても好感が持てました。</p> <p>基本的にインターネット活用業務については必須化となっていて、この結論は現在の社会の中では当然のことだと私も思います。よって、衛星放送についても必須化して問題ないのではと思います。別の委員会での議論かもしれませんが、フェイクニュースなどが問題になっている社会において、放送はそれらを阻止する多くのメディアの中の1つのメディアとして私たちの社会に必要なものだと感じていて、放送事業者がインターネットに対してもっと積極的にどう関わっていくか検討する必要がある、その中で場合によっては衛星放送という手段が有効に利用できるケースも出てくるかもしれません。NHKについては、ガバナンス等でも議論されているかと思いますがNHKは1つの組織であり、電波やネットの利用はその組織が情報を出す手段にしか過ぎないと考えます。つまり、どのよう</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>受信料制度については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

なメディアであるべきかについては、そのメディアが配信に利用できる手段に現在の社会ではあまり関係しないような気がします。よって、元に戻るかもしれませんが今回のような必須化という話が出てきたのだと感じています。

財源・受信料制度のうち受信料制度については、まだ改善の余地があるのではと感じています。もちろん、インターネット活用業務に対する財源については今回の報告書に対して特に意見は無いのですが、受信料制度については違和感を持つ国民が多くいることは確かだと思います。ガバナンスを含めてNHKとはどのような組織・メディアであるべきか、国民が納得いく受信料制度はどのようなものなのかについては、とても難しい課題かとは思いますが、NHKは国民から愛されるようなメディアになるべきだと考えているので、愛されるメディアになる為の受信料制度は引き続き検討していく必要があるのではないかと感じました。

【個人 61】

近年、特に欧米を中心に「プラットフォーム資本主義」という概念が注目されている。これは、市場がプラットフォームに取り込まれ、経済が大規模プラットフォームによって独占される現象を指す。多くのプラットフォームに有料のサブスクリプションプランがあることや、フィルターバブルが存在することから、情報格差の拡大が懸念されている。

この状況の中で、公共放送のNHKには、すべての人に平等で公正な情報を提供するという重要な役割がある。これは、利益追求を最優先する民間の情報メディアには困難な役割だ。例えば、多くの国内大手新聞社が有料プランを導入しており、支払い可能な利用者とそうでない利用者間に情報格差が生じている。災害や医療・衛生、福祉など生命に関わる情報では、この格差は特に深刻な問題である。

また、旧ジャニーズ事務所を巡る問題では、多くの国内民間放送局が公正な態度を取れていないのに対し、NHKは旧ジャニーズ事務所所属のタレントを起用しない方針を打ち出すことができた。これは、NHKが民間放送と異なる役割を持っていることの象徴的な例だ。加えて、Eテレを有するNHKと異なり、民間放送では短期的な利益に結びつきづらい教育・育児・福祉をテーマにした情報の発信にリソースを割くことが難しいことが想定される。

	<p>このように、NHKと民間メディアは根本的に異なる立場と役割を持っている。民間メディアは資本主義の論理から逃れることができず、平等で公正な情報提供が難しいのに対し、NHKはスポンサーに依存しない公正な情報提供を目指している。従って、インターネットが主流の情報入手手段となる現代において、NHKは人々の情報格差を防ぐためにインターネットでの情報提供を「必須業務」として位置づける必要があるだろう。</p> <p>ただし、現行の受信料制度のままでは難しいと考えられる。SNSでは現行の受信料制度に対する不満が広く共有されている。そのほとんどは訪問員の存在や、インターネット時代に適合していない不明瞭な支払制度や受信設備の定義に対するものだ。NHKがインターネットでの情報提供を「必須業務」とするのであれば、この問題を同時に解決していく必要がある。また、「すべての人に平等で公正な情報を提供する」という役割を鑑みれば、現行の受信料免除制度の周知に加え、経済的弱者を対象とする免除制度の拡充を進めるべきだろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人 80】</p>		
<b>(1) 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方に係る基本認識</b>			
12	<p>◇ 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKのネット配信の在り方については、放送と同じものをネットにも出すことを基本として、議論が積み重ねられてきました。したがって、ネット配信が原則として必須業務化されとしても、NHKの業務において、放送がネット配信に劣後することがあってはなりません。地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送、国際放送のそれぞれにおいて、今後も公共放送に期待される役割と、わが国の放送全体への責務を誠実に果たすよう求めます。</li> <li>・ 本年1月1日に発生した能登半島地震においても、広範囲で停電が発生するなかで、民放各社とNHKが協力して、中継局の放送継続のための最大限の努力を続けた結果、放送により、多くの住民に対し、生命・財産を守るためのライフライン情報をお伝えし続けることができました。</li> <li>・ 放送の二元体制の趣旨や、情報の多様性確保の観点から、民放事業者が採算面などから手掛けにくい番組や業務をNHKが提供することが、国民・視聴者</li> </ul>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

の利益に適うものと考えます。

- ・ 受信料に支えられたNHKにおいて、保有するメディアの数、業務範囲、それらを維持するために必要な収入などの適正規模は、国民・視聴者の利益に沿うかどうかとの観点で常に検証し、適時適切に見直すべきものと考えます。

【(一社) 日本民間放送連盟】

■ NHKのインターネット活用業務が必須業務化されたとしても、国民・視聴者にもたらされる受益が放送とネットで異なることはあってはならず、NHKは、それぞれの放送（地上波ラジオ放送、衛星放送、国際放送）の制度の違い、特性等を勘案して、今後も公共放送に期待される役割、放送全体への責務を果たすことが求められます。

■ 1月1日に発生した能登半島地震を見ても、NHK・民放事業者が放送継続のため最大限の努力を続けたことで、多くの被災者のみなさまに生命・財産を守るためのライフライン情報を伝え続けることができました。引き続き、放送の二元体制、情報の多様性確保の観点からNHKには役割を果たしていただくとともに、民放事業者も貢献していきたいと考えます。

■ NHKには、放送の二元体制の維持に加えて、情報の多様性確保の観点から受信料・業務体制・ガバナンスの三位一体改革を引き続き進めていくことが必要不可欠です。

【(株) テレビ朝日ホールディングス】

【全体を通して】

- 「テレビ離れ」に代表される視聴環境の変化を受けて、テレビを持たない国民・視聴者に対して、ネット配信を通じてテレビ番組を視聴できる環境をNHKが担保することについては総論として理解し得るものですが、NHKが果たすべき公共放送としての本分はあくまでも放送であり、放送と同一の番組のみをネット配信し、ネットのオリジナルのコンテンツは作らない、ということを当社としても民放連などと共に繰り返し要望してきました。
- したがって、ネット配信が原則として必須業務化されるとしても、NHKの



業務において、放送がネット配信に劣後することがあってはなりません。地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送、国際放送のそれぞれにおいて、今後も公共放送に期待される役割と、わが国の放送全体への責務を誠実に果たすよう求めます。

- 放送の二元体制の趣旨や、ネット上の情報の多様性・多元性確保の観点から、民放事業者が採算面などから手掛けにくい番組や業務をNHKが提供することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。
- 受信料に支えられたNHKにおいて、保有するメディアの数、業務範囲、それらを維持するために必要な収入などの適正規模は、国民・視聴者の利益に沿うかどうかとの観点で常に検証し、適時適切に見直すべきものと考えます。

【日本テレビ放送網（株）】

◇ 全体を通して

- ・ NHKのネット配信の在り方については、放送と同じものをネットにも出すことを基本として、議論が積み重ねられてきました。したがって、ネット配信が原則として必須業務化されるとしても、NHKの業務において、放送がネット配信に劣後することがあってはなりません。地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送、国際放送のそれぞれにおいて、今後も公共放送に期待される役割と、わが国の放送全体への責務を誠実に果たすよう求めます。

【（株）BS日本】

- BSプレミアムが停波され、衛星放送全体の視聴規模など影響は少なからずあると認識している。インターネット活用業務の在り方の議論もさることながら、NHKならではのコンテンツの拡充に加え、より高品質な番組を届けるための番組編成に対する創意・工夫、そして、引き続き衛星放送業界、特に4K放送の推進をけん引する役割に期待する。

【（株）ビーエスフジ】

- インターネット活用業務の必須業務の範囲をNHKの放送全体に広げる今回の

取りまとめ案は、NHKに対しインターネットへと広がる情報空間においても信頼される情報基盤として一層の責務を果たすことを求めるものと理解します。当然、この必須業務の範囲の広がりに応じて、NHKの責務も広がるものと考えます。

- 特に本取りまとめ案において、民間放送とNHKの二元体制や、多元性確保が必須業務化にあたり不可欠な論点として強調されたことを踏まえると、放送法20条6項及び15項に規定されている民放に対する「努力義務」を「義務」へと改正するなど、NHKの責務を一層明確化するよう求めます。
- 今回の取りまとめ案では、地上波テレビ放送、衛星放送、地上波ラジオ放送、国際放送について、共に社会的な役割に基本的な差異がないと位置づけた上で、同時・見逃し（聞き逃し）配信の必須業務化が適当との結論が導かれています。一方で、各業務の財源である受信料においては、地上波テレビ放送は受信料徴収、衛星放送は付加受信料、地上波ラジオ放送は受信料徴収の対象外とされるなど制度が異なったままです。同時・見逃し（聞き逃し）配信も含めた各業務に同等の役割を認めて必須業務化するのであれば、その財源の在り方についても見直しが必要であり、必須業務全体を一体のものとして捉える、いわゆる「総合受信料」の是非も含めた検討を進めるべきです。

【(株) フジテレビジョン】

◇ 全体

- ・ NHKのネット配信の在り方については、放送と同じものをネットにも出すことを基本として、議論が積み重ねられてきました。したがって、ネット配信が原則として必須業務化されるとしても、NHKの業務において、放送がネット配信に劣後することがあってはなりません。地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送、国際放送のそれぞれにおいて、今後も公共放送に期待される役割と、わが国の放送全体への責務を誠実に果たすよう求めます。
- ・ 放送の二元体制の趣旨や、情報の多様性確保の観点から、民放事業者が採算面などから手掛けにくい番組や業務をNHKが提供することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。

【北海道放送（株）】

	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民・視聴者の視聴スタイルが変化する中で、NHKのインターネット活用業務を必須業務化し、国民が共有すべき基本的情報を放送だけでなくインターネットを通じて提供していくべきとの提言と受け止めました。</li> </ul> <p>しかし、NHKの中核は放送事業であり、二元体制の一翼を担う観点から、日本の放送全体の発展に貢献していく重要な役割を果たしていくよう要望します。併せて、NHKには放送及びインターネット空間等における言論の多様性、メディアの多元性の確保に資する取り組みを積極的に行うことを強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKのインターネット業務の必須化に当たっては、放送番組と配信コンテンツは同一を基本とすることが妥当と考えます。将来、ネット視聴者に対しても相応の費用負担を求めるならば、既存の受信契約者と双方にとって不公平感が生じないことが不可欠です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ東京ホールディングス】</p>		
13	<p>◇ ネット配信業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テキスト情報等についての競争評価の仕組みの導入に加え、公正競争担保の一つの手段として、NHKのネット業務全体の費用上限（現行：200億円）を引き続き設定すべきです。個々の実施費用の細目についても、一層の透明化を求めます。</li> <li>・ NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、任意業務は当然に整理縮小され、限定されるものと考えます。NHKには、任意業務として存続するサービスについて早期に明らかにするよう求めます。</li> <li>・ NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう民放連が求めたところ、総務省は「インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきと考えており、そのことは明らか」との考え方を示しました（注）。こうした考え方は至当なものですが、そのうえで、NHKに継続的・安定的な実施を義務付けること、すなわち運用面や技術面でNHKの</li> </ul>	<p>必須業務としてのインターネット活用業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、NHKにおいては、放送とインターネット配信の経理について透明性を確保し、国民・視聴者に対する説明責任を果たすべきであると考えており、総務省においても、NHKの取組状況を踏まえ、必須業務としてのインターネット配信に要する費用の透明性を確保する措置を講じることを検討することが適当と考えています。</p> <p>また、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えています。</p>	無

規律に何らかの変更があるとしても、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう、あらためて求めます。また、これは地上テレビ放送だけでなくラジオ放送、衛星放送についても同趣旨であるべきです。

(注)「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)(案)」に対する意見募集の結果(2023年10月18日)

【(一社)日本民間放送連盟】

- インターネット活用業務の必須業務化にあたっては、市場競争の毀損を防ぐ観点に加えて、テレビ受信機設置に基づく受信料で主に費用が賄われる実態を踏まえ、インターネット活用業務全体に対する費用上限を引き続き設定することを強く要望いたします。
- 費用上限の設定と合わせて、任意業務として残るインターネット活用業務の内容についても具体的に限定し、業務範囲がなし崩し的に拡大しないよう歯止めをかけることが重要です。

【(株)テレビ朝日ホールディングス】

【ネット配信業務】

- テキスト情報等についての競争評価の仕組みの導入に加え、公正競争担保の一つの手段として、NHKのネット業務全体の費用上限(現行:200億円)を引き続き設定すべきです。個々の実施費用の細目についても、一層の透明化を求めます。
- NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、任意業務は当然に整理縮小され、限定されるものと考えます。NHKには、任意業務として存続するサービスについての方針を早期に明らかにすると共に、有識者会議の場などで議論をし、総務省として適切な判断をするよう、要望します。
- NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう民放連が求めたところ、総務省は「インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきと考えており、そのことは明らか」との考え方を示し

ました（注）。こうした考え方は至当なものです、そのうえで、NHKに継続的・安定的な実施を義務付けること、すなわち運用面や技術面でNHKの規律に何らかの変更があるとしても、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう、改めて求めます。また、これは地上テレビ放送だけでなくラジオ放送、衛星放送についても同趣旨であるべきです。

- 民放のネット配信に放送法上の規律がない以上、その在り方についてはあくまで各社の経営判断に委ねられ、義務や強制がないことを引き続き前提とすべきです。

（注）「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）（案）」に対する意見募集の結果（2023年10月18日）

【日本テレビ放送網（株）】

◇ ネット配信業務

- ・ NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう民放連が求めたところ、総務省は「インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきと考えており、そのことは明らか」との考え方を示しました（注）。こうした考え方は至当なものです、そのうえで、NHKに継続的・安定的な実施を義務付けること、すなわち運用面や技術面でNHKの規律に何らかの変更があるとしても、「民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記」するよう、あらためて求めます。また、これは地上テレビ放送だけでなくラジオ放送、衛星放送についても同趣旨であるべきです。

（注）「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）（案）」に対する意見募集の結果（2023年10月18日）

【（株）BS日本】

- 放送の二元体制の趣旨や、インターネット空間における情報の多様性確保の観点から、民放事業者が採算面などから手掛けにくい番組や業務をNHKが提供することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。

- テキスト情報等の競争評価の仕組みの導入に加え、公正競争担保の手段として、NHKのネット業務全体の費用上限（現行：200億円）を引き続き設定すべきです。
- NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、任意業務は当然に整理縮小され、限定されるものと考えます。
- NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、NHKの規律に何らかの変更があるとしても、民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記するよう求めます。

【札幌テレビ放送（株）】

- ・ インターネット活用業務を必須業務化するにあたって、理解増進情報の廃止や任意業務を整理していくことも含めて、抑制的な運用を図るべきだと考えます。民間事業者との公正競争を確保する担保として、また外部に対する明確な説明としても、インターネット業務全体としての費用の上限（現状200億円）を引き続き設定することを強く求めます。

【（株）TBSテレビ】

- 弊社がかねてから主張している通り、NHKのインターネット活用業務を必須業務に位置づけるにあたり、民放のインターネットビジネスに新たな規制が及ぶことがないよう求めます。

【（株）フジテレビジョン】

◇ ネット配信業務

- ・ テキスト情報等についての競争評価の仕組みの導入に加え、公正競争担保の一つの手段として、NHKのネット業務全体の費用上限（現行：200億円）を引き続き設定すべきです。個々の実施費用の細目についても、一層の透明化を求めます。
- ・ NHK放送番組のネット配信の必須業務化に伴い、受信料の負担に関係なくネット上に提供されている任意業務は当然に整理適正化され、限定されるものと考えます。NHKには、任意業務として存続するサービスについて早期に明らかにするよう求めます。

【北海道放送（株）】

	<p>● 2月7日に公表されたNHKの新年度予算と事業計画等に対する松本総務大臣の意見では、業務の規模について「受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営」するよう求めています。今後、客観的な競争評価を行うためにも、インターネット業務全体の費用上限を設定し、地上波制作費との按分も含めて内訳を開示すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ東京ホールディングス】</p>		
14	<p>・ 「地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務についても、原則として必須業務化することが適当」としてありますが、インターネット業務全体にかかる費用の制約も考慮して、適正な業務の範囲・規模を設定すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSテレビ】</p>	<p>NHKが放送に加えインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することは、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、NHKが公共放送として、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する役割を果たすことを可能とすると考えており、NHKのインターネット活用業務を必須業務化することが適当であると考えています。</p> <p>必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、NHKにおいては、放送とインターネット配信の経理について透明性を確保し、国民・視聴者に対する説明責任を果たすべきであると考えており、総務省においても、NHKの取組状況を踏まえ、必須業務としてのインターネット配信に要する費用の透明性を確保する措置を講じることを検討することが適当と考えています。</p> <p>なお、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えており、その費用については競争評価の重要な要素と考えています。</p>	無
15	<p>放送にひもづく受信料を財政基盤とする特殊法人であるNHKのインターネット活用業務を、放送と同様の「必須業務」に格上げすることは、放送制度の極め</p>	<p>公共放送ワーキンググループは、昨年10月以降、オプザーバであるNHK及び一般社団法人日本民間放送連</p>	無

	<p>て重大な変更だ。テレビ視聴者から徴収した受信料をネット業務に支出することは適切なのか、民間メディアと公正競争が成り立つのか、ガバナンスをどのように確保するのか、といった論点も存在している。しかし、必須業務化を提言した公共放送ワーキンググループ（WG）では、NHKのあるべき姿や必要な業務内容・事業規模、それに見合った受信料の在り方といった制度に関わる根本的な検討は十分行われてこなかった。</p> <p>公共放送WGでは2023年10月以降、NHKの地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送に関するネット業務の位置づけについて議論してきた。第二次取りまとめ案は、地上波テレビ以外の放送のネット業務について、「原則として必須業務化することが適当」と結論付けた。しかし、自らの業務範囲に関するテーマであるにもかかわらず、NHKから必須業務化が必要な理由や展開したい具体的な業務について説明が乏しかった。既存の任意業務ではなぜできないのか、なぜ必須業務化が必要なのかなどは明らかになっていない。また、業務範囲だけでなく、受信料制度やガバナンスの在り方も含め「三位一体」で議論すべきであり、WGの検討は不十分だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>盟に加え、一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会等の参加も得ながら計6回の会合を開催し、NHKの地上波テレビ放送以外のインターネット活用業務の必須業務化にあたって十分な検討をしてきたと考えています。</p>	
16	<p>地上波以外も含めた放送番組のインターネット活用業務を必須業務化することに賛成します。</p> <p>但し、その定義は放送番組をインターネットを通じて同時もしくは追っかけ、見逃しで提供する業務に限定すべきです。インターネットの技術は日進月歩であり、NHKがインターネットで共有すべき基本的情報の範囲は1年後にどうなっているか想像もつかないので、技術の進展に柔軟に対応できるよう任意業務に留めておくべきです。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>	<p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>この点を踏まえれば、NHKが必須業務として提供する情報は、放送番組の同時・見逃し配信のほか、放送と同一の情報内容を基本とした上で、インターネットの特性に合わせたテキスト情報等も提供することが適当と考えています。</p> <p>なお、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p>	無
<b>(2) 放送の種別ごとの考え方</b>			
17	<p>地上波テレビ以外の放送のNHKのネット業務を必須業務化する場合、配信する情報の範囲は地上波テレビ放送のネット業務と同様、限定的にしなければ、メ</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	無



	<p>ディアの多元性を脅かす抜け道になりかねない。取りまとめ案が競争評価の枠組みで業務範囲を規定するとした方針は妥当だ。</p> <p>現在、具体的な業務範囲や競争評価の枠組みは、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」で検討されている。NHKから「信頼できる多元性確保へ貢献するため、高い水準の多元性が前提」「ネットオリジナルのコンテンツを作ることにはならない」「受信料の公平負担のあり方に鑑みて、不公平が生じないような形でコンテンツを提供する」などの説明があり、必須業務化後のネット業務の具体像や考え方も少しずつ明らかになりつつある。当委員会も準備会合に参画しており、責任をもって議論に参加していく。</p> <p style="text-align: center;">【（一社）日本新聞協会メディア開発委員会】</p>		
18	<p>取りまとめ案は必須業務として配信すべきテキスト情報等の範囲を決定するにあたり、国際放送では「民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であること」、ラジオでは「テキスト情報等のラジオ音声との親和性、災害時のラジオ情報の有用性」についてそれぞれ考慮することが適当だとした。災害時のラジオ情報の重要性など同意できる部分はあるものの、インターネット上で提供するコンテンツのルールが、放送の種別の違いによって異なることは望ましくない。</p> <p>また、「国際放送は競合領域でない」と断定している点にも違和感がある。国際放送の役割や重要性は理解するものの、民間企業と競合領域となりえる部分もある。例えば、国際放送の枠組みで日本語でのネット展開が拡大すれば、市場に悪影響を及ぼしかねない。民間と競合する可能性を考慮し、業務内容を詳細に見ながら範囲を検討していくことが欠かせない。</p> <p style="text-align: center;">【（一社）日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>地上波ラジオ放送や国際放送についても、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	無
<b>① 地上波ラジオ放送</b>			
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ラジオ放送」は身近な情報メディアとして国民の生活にしっかりと根を下ろし、非常災害時に不可欠な情報のライフラインの役割を果たしています。デジタル時代においても、基幹放送の一翼を担うラジオ放送が果たしてきた役割、国民から得た信頼等をいかに継続していくかとの視点が不可欠です。NHKが今後も民放と協力し、「radiko」での配信やリスナーの拡大などラジオ全体の発展に取り組むことを期待します。</li> <li>・ ラジオ放送のネット配信の必須業務化にあたり、放送番組以外のテキスト</li> </ul>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	無

情報等を競争評価の仕組みの対象としたことは適切です。

【(一社) 日本民間放送連盟】

- 地上波ラジオ放送のインターネット配信の必須業務化に際し、放送番組以外のテキスト情報等を競争評価の仕組みの対象とすることは適切であり、競争評価の仕組みが実効性あるよう運用されることを要望します。

【(株) テレビ朝日ホールディングス】

- 「ラジオ放送」は身近な情報メディアとして国民の生活にしっかりと根を下ろし、非常災害時に不可欠な情報のライフラインの役割を果たしています。デジタル時代においても、基幹放送の一翼を担うラジオ放送が果たしてきた役割、国民から得た信頼等をいかに継続していくかとの視点が不可欠です。NHKが今後も民放と協力し、「radiko」での配信やリスナーの拡大などラジオ全体の発展に取り組むことを期待する一方、民放のラジオ放送は、今後FMへの転換や一部のAM波の停止など、大きな変革期に入ります。特に民放ローカル局のラジオ放送とネット配信の分野で密接に協力関係が進むことを要望します。
- ラジオ放送のネット配信の必須業務化にあたり、放送番組以外のテキスト情報等を競争評価の仕組みの対象としたことは適切です。

【日本テレビ放送網(株)】

- 「ラジオ放送」は身近な情報メディアとして、災害時には不可欠な情報発信源としての役割を果たしています。ラジオ放送が果たしてきた役割をいかに継続していくかとの視点が不可欠で、NHKが今後も民放と協力し、radikoでの配信やリスナーの拡大などラジオ全体の発展に取り組むことを期待します。

【札幌テレビ放送(株)】

- ・ NHKが民放と協力していく一環として、「radiko」による配信を一層拡大することを、期待します。
- ・ 地上波ラジオ放送についても、必須業務として配信する情報は放送と同一のもの・全国放送の同時・聞き逃し配信を基本とするべきであり、放送番組

	<p>以外のテキスト情報等について競争評価の仕組みの対象としたことは、適切です。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSテレビ】</p> <p>「radiko」での配信など、今後もラジオ全体の発展及びリスナー拡大に、民放ラジオへの協力を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 文化放送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ラジオ放送」は身近な情報メディアとして国民の生活にしっかりと根を下ろし、非常災害時、特に地方において情報のライフラインとして重要な役割を果たしています。デジタル時代においても、基幹放送の一翼を担うラジオ放送が果たしてきた役割、国民から得た信頼等をいかに継続していくかを検討すべきと考えます。NHKが今後も民放と協力して、聴取者の利便性を考慮し、共通プラットフォームとしての「radiko」での配信やリスナーの拡大などラジオ全体の発展に取り組むことを期待します。</li> <li>ラジオ放送のネット配信の必須業務化にあたり、放送番組以外のテキスト情報等を競争評価の仕組みの対象としたことは適切です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【北海道放送(株)】</p> <p>「ラジオ放送」は身近なメディアとして、国民の生活に根をおろし、能登半島地震でも非常災害時に不可欠なライフラインの役割を果たしています。</p> <p>デジタル時代においても、基幹放送の一翼を担うラジオ放送が果たしてきた役割、国民から得た信頼等をいかに継続していくかとの視点が不可欠です。</p> <p>NHKが今後も民放と協力し、「radiko」でのインターネット配信やリスナー拡大など、ラジオ全体の発展に取り組むことを期待します。</p> <p>ラジオ放送のネット配信必須化にあたり、民間放送、企業との公正競争の観点が必要です。放送を同じもの(同時配信・聞き逃し配信)をネットにだすことが原則であり、放送番組以外のテキスト情報などを、競争評価の対象としたことは適切です。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSラジオ】</p>		
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>NHKの各放送局が制作する地方向け放送番組の同時配信・聞き逃し配信を検討する上では、radiko等の民間企業が提供するサービスの形態を鑑みつ</li> </ul>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	つ、公正な競争が行われるよう十分な配慮が必要であると考えます。 【中部日本放送（株）】 【（株）CBCラジオ】		
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>必須業務として提供されるテキスト情報の中に、「放送番組を補完する情報」が含まれますが、現時点ではどのような情報なのか定義がされておらず、拡大解釈の余地があると考えます。</li> <li>競争評価の仕組みを導入し、その情報の範囲を定める際には、民業圧迫につながるような情報にならないよう、民間放送事業者の意見にも配慮をしながら公正公平な検討が進むことを期待します。</li> <li>また、テキスト情報を受け取る側の立場に立つと、テレビ由来のものか、ラジオ由来のものか、区別がつかないことも想定されるため、テレビ、ラジオのテキスト情報の対象範囲を検討する上では、それぞれの対象範囲を個別に検討せず、総合的かつ合理的な検討が行われることを期待します。</li> </ul> <p>【中部日本放送（株）】 【（株）CBCラジオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テキスト情報等について「放送番組を補完する情報等に限定する」としてありますが、これまで理解増進情報の範囲が拡大解釈されてきた経緯を踏まえると、限定が不十分であり削除すべきです。</li> </ul> <p>【（株）TBSテレビ】</p>	<p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	無
22	<p>NHKは地上波ラジオ放送の理解増進情報として、「語学講座アプリ」などを展開している。NHKのネット業務については、放送の二元体制・放送行政の話だけにとどまらず、メディアの多元性・インターネット全体に関わる問題だ。NHKのネット業務が影響を与える市場や範囲を広く捉え、さまざまなステークホルダーの意見を聞くことが欠かせない。例えば、教育に関するネットコンテンツを展開するのであれば、今後の競争評価などで教育事業を展開する民間事業者から意見を聞くことも必要だ。</p> <p>【（一社）日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>地上波ラジオ放送についても、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件は、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>御意見については、今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無

23	<p>地方向けラジオの配信、衛星の配信についてはNHKではなく総務省自らがロードマップを策定すべきです。</p> <p>その際、民放地方放送局や衛星放送局等の意見も聞きながら、どういう制度設計なら日本の放送産業全体がインターネットを活用した放送番組の配信に取り組めるかを考えることが行政の責務だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
24	<p>テキスト情報を放送番組と同一の内容を基本とし、緊急度の高い重要な情報や放送番組の補完に限定することに反対します。NHKには、例えばラジオ第2で培った学校教育や語学教育、障害者対応のコンテンツ、クラシック音楽など民間放送では提供のハードルが高いIPや制作ノウハウを所有しており、これらは放送されていないコンテンツだとしても、国民に積極的に提供すべきものであり、それこそが受信料制度に叶うNHKのサービスだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>	<p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	無
25	<p>公平負担の観点からラジオ放送の配信に対して費用負担を求めないことには賛成します。但し、この際「協会の放送を受信することのできる受信設備」とは何かを根本的に議論すべきだと考えます。「放送」を「放送電波」と捉えるか、「放送番組」と捉えるかは、放送法や著作権法において民間放送も含めて大きな影響を及ぼすものであり、日本の文化安全保障の観点からも避けて通れない重大な課題であると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>また、今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無
26	<p>NHKの子会社が、テレビ番組の音声を再編集し、Podcast事業者に販売する事例が散見します。このような、NHKの子会社や関連会社におけるインターネット配信について反対します。</p> <p style="text-align: right;">【(株) TBSラジオ】</p>	<p>今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無
27	<p>1-1 地上波ラジオ放送の必須業務化の是非について(6ページ)</p> <p>地上波ラジオ放送については、まずは中継局の整備をきちんと行う努力をすべきであり、それでもやむを得ない範囲においてのみ、インターネット配信サービスによる代替が許されることに留意すべきである。この点は、NHKの地上波ラジオ放送のインターネット配信必須業務化の場面においても異なるところはない。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>親会である「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめ案に対するパブリックコメントの際、一部の放送事業者からFM転換を念頭に、「radiko」を放送の代替手段として利用可能とし、エリアカバー率の算入対象として含めるよう要望する旨の意見が複数寄せられていたが、あくまで放送事業者の本分は放送でありインターネット配信は補完であることの認識を欠いた主張で、電波メディアとしての責任を自覚していないといわざるを得ない。</p> <p>また、関連事項として、国民の生命保護の観点から、今後国内で発売されるすべての携帯電話機には、FMチューナーの搭載及びアンテナの役割を果たす有線イヤホン端子の確保を義務付けることを要望する。災害時にラジオが有効な情報源として認識されていることは、本ワーキンググループでも確認されているところ、スマートフォンにおけるFMラジオ対応機種は、ごく一部にとどまっている。とりわけ、iPhoneは全ての機種で対応していない。災害時に、インターネット配信による聴取は、スマートフォンのバッテリーの消費が、電波を直接受信して聴取するよりも早くなるので、可能な限りFM波の受信ができる方が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
28	<p>1-2 必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置について(7ページ)</p> <p>テキスト情報等(現行の理解増進情報)について、おおむね取りまとめ案の考え方を容認するが、NHK for schoolを念頭に、iii)として、「学校教育(高等教育を除く。)において、児童の学びを補助・支援することを目的とする情報」を加えるべきである。</p> <p>NHK for schoolは、学校教育を補完するものとして教育の機会均等を実現し、児童の教育を受ける権利(憲法第26条第1項)を保障するものであるから、これに関しては経済的事情に関わりなく、すべての国民がコンテンツにアクセスできるよう特別な考慮をすべきである。</p> <p>そのため、NHK for schoolについては、NHKが提供することのできるテキスト情報等に含まれることを明示すべきである。</p> <p>そして、ユニバーサルサービスとして、現行通り特別な手続きや費用負担なく利用することができるようにすることを要望する。</p> <p>なお、同様の意見は、『「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方</p>	<p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>したがって、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合、テキスト情報等の範囲は、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれることがないよう、その範囲を限定して画定されるべきであり、また、現行の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきと考えています。</p> <p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p>	無

に関する取りまとめ(第2次)(案)」に対する意見募集の結果』48頁意見番号149番にも示されているところ、NHKの教育コンテンツ配信の在り方については、政府のGIGAスクール構想との整合性についても考慮が必要であると考えている。

【個人1】

ウ) 必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、i) 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii) 番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。これに伴い、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。

――

とありますが、現行のNHKニュース・報道においては公共放送の視点に置いて「国民の生活」に影響の大きいものを、例えば経済や政治、地方のニュースを取りあげて頂いていると思います。こういったものを排除しかねない表現であり不安要素となっています。こと各種報道に関してはインターネットにおいても即時性や信頼性といった点で民放各社や新聞社よりもNHKを支持する層も多く、この分野においてNHKが撤退するような表現もしくは事実となれば、民間放送各社・新聞社による公平性の欠けた報道や、ニュースサイトのような信頼性の著しく欠如した情報が跋扈することを危惧しています。民間放送各社や新聞社が有料配信へと舵を切っている中、NHKが撤退するようなことがあればフェイクニュースなどに対するインターネットの情報健康性は著しく損なわれますし、NHKには受信料を支払う意思があるがそのような民間放送や新聞社には信頼を置けず有料課金をしたくないと考えるNHKの支持層こそ、情報の質の意味でインターネットでの情報弱者となってしまう可能性すら存在します。やはり公共放送と民間放送・新聞社の二大体制があるからこそ質の担保された情報が得られるかと思えます。

理解増進情報の制度は廃止とありますが、これについては今後NHKがインターネット活用を行う上で再整理し増強するのならよいのですが削減するのでは？と

この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。

不安になります。インターネット上での理解増進情報があるから放送をより楽しめる、より見たくなるといったリーチとして活用を続けて欲しいと思います。放送では時間的に収まらないものや、資料を閲覧することで理解が深まるもの、興味が高まるものなどあると思います。また多言語対応に関しても理解増進情報の範疇（国際放送に付随する部分のインターネット活用）なのかと思います。日本国内のニュースを英語・中国語などに翻訳して配信するなどの昨今の技術としては可能かと思ひますし、即時性のあるニュース配信（ましてNHKとして質が担保されているのであれば）はそれだけで魅力的だと思います。

蛇足ではありますが、芸能やエンターテイメント部分については民放各社にお任せしてNHKは公共放送たる信頼ある報道機関そして教育機関（NHK教育放送好きです）であってこればいいと思ひながらも応援しております。

【個人16】

「2. 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方」の(2) 1 ウ)内の「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。これに伴い、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。」の部分ですが、この制限は撤廃すべきです。

この制限を付けることは意味がないですし、付加的に情報を付けて補完することも不可能になります。

つまり、何らかのエビデンスを独自に付加して発信することも制限されてしまいます。

それによってエビデンスを得て正確な報道をしたいにもかかわらず不正確な情報を発信してしまうことになります。

正確な情報発信のためには報道のあり方として独自の調査情報も加えられるべきです。

【個人30】

NHKのネットにおける情報発信が縮小、廃止してしまうのではないかと危機感を持っている。

第二次取りまとめ中に「テキスト情報については、放送番組と同一の内容を



基本としつつ…現在の理解増進情報の制度は廃止され…」との記述がある。しかし、現代の社会状況や問題を限られた放送時間でのみ伝えるのは現実的でない。ネットを活用した補足がそれら問題の理解には必須と思われる。さらに、公共放送の本来の業務が国民の知る権利の保証にあるとするならば、放送内容の補足に留まらず、ネットに良質な報道、情報を供給することもNHKの本来の業務と言えるのではないか。

今のところ、新聞、テレビ局の報道はネットでの発信において質、量ともにNHKのそれには及ばない。この状況でNHKのネットでの情報が廃止されてしまうことは、端的に国民の知る権利を阻害するものだと考える。

【個人37】

“番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。”

上記の施策に反対する立場から、私の見解を申し上げます。

まず、国民から受信料を徴収しているNHKの存在自体は、その公共性を鑑みると存続させるべきであると考えます。その根拠として、現代メディアの報道内容に問題が顕在化している点を指摘させていただきます。例えば、メディアが自ら選んだ情報のみを報道する傾向にあり、報道の自由が名ばかりとなっている現状があります。このような環境は、英語圏を含む国際社会においても憂慮されており、ネガティブなニュースが過度に強調されがちであるという点が指摘されています。

さらに、多くのメディアが広告収入に大きく依存しているために起こる偏った報道に対して、NHKのような公共放送がウェブメディアとしてバランスを取る役割を果たすことは非常に重要です。

なお、民間メディア企業が直面している衰退の責任は、NHKにではなく、適切なビジネスモデルへの転換を行えていない企業自身にあります。海外への情報発信やコンサルティング業務によって新たな収益を生み出せる可能性は存在しており、New York Times や日本経済新聞のように成功している例もあります。

デジタル化が進む中、AI技術の発展によりインターネット上の情報量が増大

し、混乱が予測される現代社会において、NHKのような公共放送局の役割はなお一層必要となっています。

上記の理由から、NHKに関する施策の廃止は慎重な検討が必要であると存じます。どうかこれらの点をご考慮いただき、公共放送局としてのその立場と重要性を見直し、適切な方向性を模索していただけますようお願い申し上げます。

※1

<https://econ101.jp/%E3%83%8E%E3%82%A2%E3%83%BB%E3%82%B9%E3%83%9F%E3%82%B9%E3%80%8C%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%81%AF%E3%81%BE%E3%81%99%E3%81%BE%E3%81%99%E6%82%AA%E3%81%84%E3%81%93%E3%81%A8%E3%82%92%E5%81%8F/>

【個人42】

P.7 2. (2)1 ウ) また、テキスト情報等については、(中略)再整理されるべきである。

(※項番に一部環境依存文字があるため通常のアラビア数字に置き換えている)

こちらについて、NHKの公共性をうたうのであれば取り扱うメディアはより一般に開かれた情報提供の場であるべきであり、テキスト情報をはじめとするネットなどでの情報発信を「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」という形で制限する必要はないと考える。

商業として報道活動を行っている民間放送事業者や新聞社・通信社等は事業維持を目的とした収益のために「稼ぎやすい」記事を多く掲載する傾向にあり、「稼ぎやすい」記事を作るためには競合他社より目を引く必要がある。このことは最近のYouTubeやX(旧Twitter)でしばしばみられるように、より強い印象を狙って恣意的な情報切り取りによる単純化を基にした不正確な記事やミスリード狙いの記事が生成されやすい環境であることを示しており、インターネット上において日本語で流通する情報の正確性や客観性など品質低下に繋がるものである。この品質低下は最終的に報道への信用を損ねることに繋がりがかねない。

NHKは公共性を持つことで事業維持のための収益をある程度無視することが出来、報道における図書館のような役割として多角的な視点からきちんと裏付け

を取った丁寧な記事作成を通し、正確性や客観性を重視した情報提供を行っていることでインターネット上にある日本語情報の品質を一定以下にならないような抑止力に寄与していることからインターネット活用業務など、各情報提供の場における内容を制限するべきではない。

むしろ制限しないことで各社の正確性や客観性などが損なわれた際の自浄作用が働き、その結果として一定の品質と信用を得ていることを民間放送事業者や新聞社・通信社等は強く意識し、各社が提供する情報品質向上を通しての収益獲得に動くべきものとする。

【個人62】

## 2 放送の種別ごとの考え方

### 1 地上波ラジオ放送

「必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置」に対する意見

テキスト情報等については「放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。」と述べられているが、テキスト情報などの配信について範囲を限定することには大いに反対である。

現在NHKは、綿密に取材を行い、信頼できる情報をインターネット上で提供していると考ええる。

加えて、多くの報道では取り上げられないような地域の話題であったり、歴史的な背景も含めた深い洞察が含まれた記事も提供している。

これらの情報は、世の中の出来事を知るためのみならず、日々の生活に彩りを添えるような、大きな意義のある情報であると考ええる。

例えば、NHK盛岡放送局が取材した以下の記事は、SNS上で話題になった事柄について詳細な取材を行い、当事者に対しての直接のインタビューまで行っており、このような記事を公開しているのは、NHK以外ではほぼ見られない。

<https://www.nhk.or.jp/morioka/lreport/article/001/29/>

記事の内容はSNSでも話題となっており、大半が「面白かった」、「良い話だっ

た」などの好意的なコメントをしている。

このように、NHKが枠にとらわれずに情報を発信することで、SNS上の話題がNHKの記事となり、さらにSNS上で話題となるという、これまではあまり見られなかった、新鮮なメディアの形を実現していると感じる。

本事例を踏まえれば、NHKがインターネット上で発信する情報について制約を設けることは、新たに生まれたメディアの形を壊しかねず、行うべきではないと考える。

むしろ、NHKが既存の報道機関とは異なる視点での情報発信を行うことで、新しい報道、新しいメディアの形が生まれ、国民生活にとってより良い効果をもたらすことが期待できる。

#### 参考-45

「『公共放送ワーキンググループにおける今後の検討項目』に対する意見」に対する意見

この中では、「配信すべき情報の範囲は地上波テレビ放送のネット業務と同様、限定的にしなければ抜け道になりかねない。」との主張がなされているが、この点については大いに反対である。

むしろ、配信すべき情報の範囲は、地上波テレビ放送の内容にかかわらず、NHKが独自に判断し、独自に提供すべきであると考ええる。

今日、通信社や新聞社がWebページで情報を提供することは一般的になっているが、これらのサイトは、すべての情報を得るためには有料の会員登録が必要であったり、インターネット広告が過剰に表示されるケースが多く見られる。

したがって、信頼できる情報を得たい場合に必要としている情報が得られなかったり、不適切なインターネット広告が表示されてしまうという問題がある。

加えて、大災害が発生した場合など、信頼できる情報を可能な限り迅速に提供すべき状況において、有料の会員登録を行ったり、インターネット広告に携帯電話の通信量を消費することは望ましくなく、場合によっては人名に直結する可能性すらあると考ええる。

現在NHKは、インターネットでの情報提供はすべて無料で行っており、広告も掲載していない。また、災害時であっても安定した情報提供が可能なように、システムの管理、増強を適切に行なっていると考えられる。

以上を踏まえれば、NHKがインターネット上で提供する情報に対して制約を課

すことは適切ではなく、緊急時に限らず平時であっても、NHKが配信する情報は、可能な限り幅広いものであるべきと考える。

【個人76】

今回の改正案の、8ページに意見いたします。

「また、テキスト情報等については、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、1) 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、2) 番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。これに伴い、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである」(数字部分は機種依存文字のため算用数字にて代用)という部分に関し、現状のNHKによる無料のテキストニュースの内容限定および廃止に反対します。

能登の震災でもフェイクニュースが猛威を振るいましたが、災害時に限らず、あらゆる場面でデマや発信者の勘違い等による誤情報は横行しています。

誤情報等のジャンルは様々で、医療、法律、裁判、芸能、政治等多岐にわたります。

誤情報等は物凄いスピードでインターネット上に拡散されるため、誤情報等への対策も当然同じスピードか誤情報等が拡散される以上のスピードで臨まなければいけないと思料いたします。

誤情報等への対策は同業他社のテキストニュースで代替可能のように思われるかもしれませんが、同業他社のテキストニュースは有料の記事が多く、誤情報等の拡散を止めるには力の及ばない部分があると考えています。

現状も、経済的事情等では有料の情報にアクセスできない層がいつまでも誤情報等を信じ、たとえば正しい医療情報にアクセスできず自身や家族等の健康を害したり、報道された政治家や芸能人、犯罪被害者等に誤った情報で誹謗中傷を続ける等社会的な実害が出ています。

そのため、テキスト情報の種目限定はあらゆる誤情報等への対策スピードを緩める結果になると考えます。

民間企業が自社の利益のために情報を有料にすることは理解できますが、公共放送が民間企業の事情を勘案し報道情報への容易なアクセスを難しくするこ

とは国民の知る権利の圧迫につながりかねないと思料いたします。

また、テキスト情報の再整理は過去に流布した誤情報等の再拡散があった場合に誤情報等を否定する記事を探すことが困難になるため反対いたします。

NHKニュースWEBは現在と同じ運営方針で継続することが望ましいと考えます。

【個人87】

## 2. 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方

### (2) 放送の種別ごとの考え方

#### 1 地上波ラジオ放送

ウ) 必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

より

“テキスト情報等については、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、i) 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii) 番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。これに伴い、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。”

とありますが、テキスト情報を放送番組と同一の内容及び番組補完情報に限定し、現在の理解増進情報制度を廃止することに強く反対します。国内放送も国際放送と同様に、民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であると考えます。民間放送事業者の経営利益のために、国民が良質なニュースソースを失うことなどあってはならないと思います。

私はテレビを見るのが苦手なため、NHKのネット記事を大変重宝しています。NHKのデジタルサービスの廃止・縮小には断固反対です。特に丁寧な取材に基づくネットニュースやweb独自の特集をなくしてしまうのは、国民の知る権利を侵害する愚挙とさえ言えるのではないのでしょうか。

- ・良質な報道サービスがなくなることで、民間の新聞記者に緊張感がなくなり、日本語圏に流通する報道全体の質が低下するおそれがあります。
- ・NHKの撤退後、ネット上のニュースが有料化に傾き、SNS上のデマ拡散が悪化

するリスクが強く懸念されます。

・スポンサーのことを悪く書けない民間の新聞社だけがネットニュースの主体となる点も、著しく問題があると思います。報道機関による企業への忖度は、日本の報道の自由度ランキングが低い一因と指摘されていました。

新聞各社から民業圧迫の訴えがあると聞きましたが、そもそも民間の新聞社が衰退しているのはジャーナリズムの精神を欠いた低品質な記事ばかり書いているせいだろうと思います。近年、性暴力や各種不正の告発スクープが週刊誌頼みなのは、けっしてNHKのせいではないはずです。NHKがオンライン上の民間企業のパイを奪っているのではなく、主要新聞社がジャーナリズムを実践できていないから報道機関としての存在感を失っているのです。新聞各社が業績を回復したいのなら、女性記者の積極登用などによって報道の視座を多様化し、購読に値する良質な記事を増やせばよいだけのことです。国民がNHKのネットニュースを頼みとするのは民間の新聞社が頼りないからであって、仮にNHKのネット報道が廃止・縮小されたとして、既存の大手新聞を新規購読しようとする人はそう多くないと感じます。(自分の場合、同一のニュースについて複数の報道機関のオンライン記事を読み比べることが多いですが、この際、NHKの記事を優先的に読むといったことはなく、民業を圧迫しているとは考えにくいです)新聞業界の衰退問題はNHKのせいではないし、NHKをネットから追放しても意味がないと強く感じます。むしろNHKのネット情報発信縮小によって、“見当違いの競合排除に走る民間メディア”だけがネット上の情報インフラとして残されることになり、国民にとって百害あって一利なしです。

公益性の高い情報インフラを潰してしまうのは国益に反します。民間メディアが我が身可愛さに国民の知る権利を侵害するなど言語道断ではないでしょうか。NHKがデジタルサービスを縮小する必要は一切ないと考えます。ネット記事の大幅削減はどうかおやめください。民間メディアとの共存はノウハウの提供などによって模索されるべきです。公共放送による多角的な情報発信を維持し、国民の知る権利を守ってください。よろしくお願い致します。

【個人91】

■「第2次取りまとめ(案)」7ページ、必須業務の範囲について

テキスト情報等について、このインターネット時代に「必須業務化したらテキスト情報がされる」という時代に逆行する決定があって良いわけがない。

あらゆる企業、団体、メディアはもちろん個人すらもインターネット上の情報発信を当たり前に行っており、これからの時代にNHKが負うべき責任は「日本のデジタル情報の品質向上」であり、テレビやラジオしかなかった時代の感覚で範囲を決定すべきではない。

新聞各社から「民業圧迫」という根拠のない圧力がかかっているのは、デジタル化に遅れ、古い体質を維持したいという新聞社の甘えでしかない。この甘えを助長させることは逆に日本のデジタル情報流通を10年遅らせることになり、世界の先進国で当たり前のことが日本だけが遅れてしまう懸念がある。

NHKは品質の高い特集や独自ニュースをテキストでも発信すべきであり、この範囲を制限することは時代に逆行することでしかない。

範囲を限定しようとするのは、古い体質を維持するだけで国民にとってのメリットはない。(NHKの活動できる範囲を限定したら新聞社の売上が上がったか有料会員が増えるのであれば民業圧迫かもしれないが、今回の案のまま進めば新聞社の売上が上がるわけでもなく、単に国民が得られる情報が減るだけになる)

NHKのテキスト情報に制限をしても新聞の読者が増えるわけでもなく、フェイクニュースやデマの拡散がより苛烈になることは間違いない。

現状でも、大手新聞の記事はあまり広まっていないにもかかわらず、同じ事件にデマまがいの見出しをつけたX(旧Twitter)アカウントや、デマまがいのWebメディアばかりがSNS上で拡散されている。

NHKの活動を縮小するのは、新聞各社がペイウォール(有料記事)化したいからだが、それによってデマまがいのWebメディアやX(旧Twitter)アカウントの活動が拡散されやすくなることは間違いない。

新聞が苦しいのはNHKのせいではないし、NHKをインターネットから退場させても変わらない。

ぜひ、この必須業務の範囲について見直しを求める。

NHKの各種インターネット独自の記事や特集は残すべきであり、より強化する方向であるのは当然のほうにも関わらず、現代でメディアのネット活動を制限するという時代に逆行した決定をすることは国民の不利益であり、日本のデジタル情報空間を劣化させることになる。

NHKと総務省が当初目指していた「2020-30年代で国民に必要な情報を届ける



にはWebやアプリやSNS、様々な経路をもつ公共メディアが必要であり、NHKは公共放送からさまざまな伝送経路をもった公共メディアになる」という構想は、現代の日本に必要なものである。

「テキスト情報は民業圧迫」という新聞社の意見は、むしろ日本のデジタル情報を後退させ、国民に必要なデジタル情報流通をさまたげるだけであり、新聞社のデジタル化できないままの体質を維持することになる。

NHKはデジタル時代のメディアのあり方を示し、日本のメディアを牽引してデジタルに強い日本をつくる基盤になる役割を果たすべきである。

NHKや民放、新聞といった伝統メディアはネットにおける品質確保に貢献することが期待されており、ネットの課題も含めて対応するためにもNHK単体の議論ではなく、デジタルプラットフォーム事業者も含めて、情報空間全体での在り方を考えていくことが求められている。

【個人92】

理解増進情報の提供は民業圧迫であるから廃止すべきであるという意見が民放連や新聞協会から出ているようですが、この意見は全くの誤りであり、今後とも理解増進情報の配信を続けていただきたく思います。テレビ・新聞という斜陽のメディアの中で、唯一イエロージャーナリズムに汚染されていないのがNHKでありまして、これはひとえに広告収入という大変不安定なものではなく、ワンセグ・フルセグ受信機能搭載した携帯電話やカーナビという、放送の受信を目的としない受信設備を所持した人間からも徴収した受信料によってコンテンツの作成を行っているからに他なりません。

このような不合理な受信料の徴収を続ける以上は、その対価として、民間のマスコミの業務を圧迫しない正確なジャーナリズムを無償で提供し続ける責務があると考えます。

【個人93】

NHKのインターネット活用業務に関して意見する。

昨今の情報化時代にあっては、NHKは放送の枠に捉われず活動すべきである。現在の主要な情報流通媒体であるインターネットを活用する業務に関してはこれを必須業務とし、いかなる制約も受けずに活動すべきである。

メディアの多元性は、インターネットにおいては既に十分担保されている。

なぜならインターネットにおいては他のラジオ、テレビ等の媒体のような帯域による制約がなく、また他のラジオ、テレビ、新聞等の媒体に比べて情報流通のコストが低く参入障壁が著しく低いからである。すでに多くの多数の団体、個人がインターネットを活用して発信をしており、NHKを含む既存のメディア事業者はその一つに過ぎない。

メディア事業は情報を生産し流通させる事業であるが、インターネットにおけるメディア事業は、情報流通のコストが既存媒体と比べて著しく低いため、各事業者の生産した情報の品質によって消費者から評価される環境が整っている。

このような背景を踏まえると、7ページ目などにおいて主張されるNHKによるインターネット活用事業に対する制限は、その論拠となるインターネットにおけるメディアの多元性をむしろ阻害するものである。

7ページ目ではメディアの多元性を維持するための担保措置としてNHKの理解増進情報の精度の廃止や、NHK以外の第三者機関による評価・検証といった制約が提案されているが、これらの措置が意味を持ち得るのは媒体のコストが高い既存のラジオ、テレビ、新聞等の媒体の場合であって、ことインターネットを活用した情報流通に関してはこれらの措置はメディアの多元性を阻害するものであり、民間事業者によるNHKのインターネット活用事業に対するあからさまな妨害としか理解できない。

また、ここでは地上波ラジオ放送について述べた7ページ目についてのみ言及したが、それ以外のすべての情報流通媒体（放送種別）についても同様に主張する。

NHKによるインターネット活用事業はいかなる制約をも受けるべきではない。

一部の既存メディア事業者はこのインターネットという新しい情報流通媒体を活用できずシェアを減らしているようであるが、これは自然な競争の結果であり、それら事業者は新しい現実と向き合い真摯に努力すべきである。

インターネット活用業務に関する受信料の位置づけに関しては、NHKによる情報生産は受信料によるところが大きいので、受信料の支払い状況による放送種別の到達可能性とインターネット上での情報の到達可能性を合わせ、いずれでもない場合は受信料の支払いがある場合に限定してもよい。

例として、NHK地上波ラジオ放送によって流通した情報は、受信料によら

	<p>ずに流通するものであるから、インターネットにおいても無料で到達できるべきである。</p> <p>また別の例として、NHK地上波テレビ放送など受信料を必要とする媒体によって流通した情報は、インターネットにおいても受信料を支払ったもののみが到達できるべきである。</p> <p>流通の範囲がインターネットに限定される情報については、受信料を支払ったもののみが到達できるべきである。なぜなら、それらの情報の生産は受信料によるものであるからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人94】</p> <p>「公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）」7ページ、ウ) ii) 「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし」に反対です。</p> <p>これまでNHKニュースサイトは無料かつ質の高い情報を発信しつづけてきました。そうした積み重ねがなくなり、かつ今後最新の情報の提供をやめてしまうのは、国益の損失です。</p> <p style="text-align: right;">【個人96】</p>		
29	<p>公共放送ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）7ページ目の、NHKが必須業務として行うテキスト情報等を限定することについて、いち国民として賛成したい。</p> <p>現在のNHKによるテキスト発信は受信料によって行われているにもかかわらず、他のニュース提供者の業務と競合するほどの記事数・内容になっており、これは明らかに健全な市場形成を妨げていると感じている。</p> <p>また庶民的な感覚として、受信機を持たないなど正当な理由により受信料を払っていない国民でも、受信料によって作られた記事を読覧できてしまうのは、明らかに不公平感がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	無
30	<p>地上波ラジオ放送のインターネット配信を必須業務化することに賛成です。また、地方向け放送番組の同時・見逃し・聞き逃しも早期に開始すべきです。受信料公平負担の観点から地方だけ行わないのは不公平である。また、インターネットで放送されているものでは、高校野球をはじめ、権利の関係で配信されてい</p>	<p>本案にご賛同の意見として承ります。</p> <p>NHKは、地方向け放送番組の同時・聞き逃し配信の拡大についてロードマップを策定すべきであると考えています。</p>	無

	<p>いものも多くある、公平負担の観点からもこの辺りも早期に解決すべきであり、これが解決しない間に放送と同等の受信料を課すのは不公平である。早期の解決を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>		
31	<p>NHKのラジオのチャンネルは減らさない方がいいと思う。 ネットがあるとはいえ、電気がない時は乾電池があれば使えるラジオは必要です。新聞協会も人のアラを探さずに、自分たちでできることを考えよう。 私もそうだけど。</p> <p style="text-align: right;">【個人22】</p>	<p>音声波の整理・削減については、受信料収入の減少が続く中、事業支出を大幅な削減を行うため、NHKにおいて検討されているものと考えています。</p> <p>現時点、具体的な内容は明らかにされておりませんが、災害発生時において、基幹放送事業者であるNHKは、その被害を軽減するために役立つ放送等を行うことが求められており、その職責が引き続きしっかり果たされることが重要と考えています。</p>	無
32	<p>現在テレビを所有せず、NHKの税金のような徴発のにより、知る権利を奪われている状態として意見させていただきます。</p> <p>8ページにある「NHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者」という表現だけの認識には半分は合意を得ますが、多くの国民がすでに利用しており、設備の普及と維持を命題化されてはいない分野（ラジオなどと同等）に対して、後から入ってきた状況で、間違えて放送ページへ迷い込む可能性も含めて、国民が意識していない状況であっても、能動的にとらえられないように。</p> <p>NHK側においても、勝手なサービスの利用を防止するような処置をすることも必要とするような文言を付け足してほしいです。</p> <p>本来は今の時代のテレビにおいては、こちらも実装していただきたいと考えていますが、インターネットに関しては意図的ではなく誘導される場合もあるため（レコメンドやキュレーションサイト、各個人のSNSのリンクなど）、必要と考えております。</p> <p style="text-align: right;">【個人29】</p>	<p>必須業務としてのインターネット活用業務に係る費用負担について、NHKの放送を受信することのできる受信設備を持たないが、スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末をNHKの放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価し、このような「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきと考えています。そのため、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけでNHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考えています。</p> <p>「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為の具体的な内容については、NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、i) アプリのダウンロード、ii) IDやパスワードの取得・入力、iii) 一定期間の試用、利</p>	無

		<p>用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要であり、今後、総務省において制度化の検討を進める中で、これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべきであると考えています。</p>	
33	<p>別紙1の5ページの図2のNHKラジオ放送に係るインターネット活用業務における理解増進情報の説明で高校講座やらNHK語学とかを出してるのであれば、サービスの現状の「NHKは、現在、「ラジオ第1放送」、「ラジオ第2放送」及び「FM放送」の3波を放送している。インターネット活用業務としては、「らじる★らじる」でのライブ配信及び聞き逃し配信、radikoでの同時配信のほか、理解増進情報10としてはポータルサイト、番組ホームページ等を提供している。」の文章の中でちゃんと図2の情報に触れるべき。例えば高校生向けの講座や語学番組を教育の一環として放送番組の中でやっているのその理解増進情報としてポータルサイトがあるとか説明いれるべきかと・・・わかりづらすぎです。</p> <p style="text-align: right;">【個人60】</p>	<p>今後の公共放送ワーキンググループ取りまとめに当たっての参考意見として承ります。</p>	無
34	<p>NHKラジオ3波には、波の特性に応じた役割分担があり第一放送は「音声基幹波」第二放送は「生涯学習波」、高音質のFMは音楽番組主体の「総合音楽波」とNHK自身が定義し、生活の一部として定着している中、再編の影響は大きく利用者層も波毎に大きく違う。この3波による全国的なラジオのネットワーク網を壊そうと、FMを受け皿に2026年度の再編なのに、語学番組などのAM番組を移管、総合音楽波から専門チャンネルへとFMの定義を一方的に変更した。そのためのNHKラジオ利用実態調査を実施した結果、賛成が60%反対が15%と反対派は少数だが、調査の対象者を月一回以上という広い範囲ではなく、より実態に近い週数回や毎日聞いている聴取者に、波毎の調査をすれば違う結果になったはず。対象者を絞った波毎による追加の調査を要求したい。UBが、「らじる★らじる」より多い民放のradikoには、第二放送は配信されず聞き逃しもない。昔はradikoへの誘導はあったが最近は無。NHKゴガクでの理解増進情報は、テキストやCD・DVD、ダウンロード版などの販売方法がある中、過剰サービス。らじるの「読むらじる」も書き起こしが必要な過剰な文字情報。</p> <p style="text-align: right;">【個人65】</p>	<p>ラジオ放送については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>また、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	無
35	<p>災害時でのラジオ放送の重要性を確認しても、第一放送の高校野球や大相撲のスポーツ中継などが不規則な国会中継と被った時、FMに迂回放送しても臨機</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>応変の編成ができていない現状、大災害などの緊急時に2波体制で公共放送の役割は果たせるのだろうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人65】</p>		
36	<p>・ 地上波ラジオ放送のインターネット配信について 地上波ラジオ放送のインターネット配信が必須業務に格上げされることは歓迎する。</p> <p>しかし、NHKはあくまでも放送局なのであるから、番組のインターネット配信はあくまで放送の補完・伝達手段の多様化が目的であって、放送の代替として用いられることはあってはならない。引き続き、国内において放送があまねく受信できるよう、中継局の維持・増設を図ることを求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人82】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。中継局の維持・増設については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
<b>② 衛星放送</b>			
37	<p>・ BS放送の普及・発展は、公共放送のNHKと民放の無料広告放送および有料放送によって支えられてきました。優良コンテンツを編成・放送するNHKの役割は非常に大きく、NHKのBS放送が2チャンネルに再編された後も、BS放送全体の普及・発展に関する公共放送の責務をより積極的に果たし、4K放送の一層の普及に向けて取り組むことを期待します。</p> <p>・ 第2次取りまとめ案において、衛星放送のネット配信の必須業務化を当面の間、見送ると判断したことは、現実的な対応と考えます。</p> <p>・ 必須業務化を見送る理由として、権利処理に係る困難性やコスト等の課題が挙がっており、NHKに対し、こうした課題と解決策について検討し、ロードマップを策定すべきとしています。NHKにおいては、▽受信料制度が地上テレビ放送の付加受信料であること、▽地上波テレビとの違い、▽現行制度において任意業務としても実施していないこと——などを踏まえて、スケジュールありきでない丁寧な議論を行っていただきたい。</p> <p>・ NHK BSで編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信は、民間企業においてもしのぎを削る領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権料の高騰を招く懸念があります。</p> <p style="text-align: right;">【（一社）日本民間放送連盟】</p> <p>■ 衛星放送のインターネット配信の必須業務化を当面、見送るとしたことは、これまでのワーキンググループでの議論の経過や実施にあたっての様々</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向けては、NHKにおいて、関係者の意見を聴きつつ、その課題及び解決策について検討し、ロードマップを策定すべきと考えています。</p>	無

な障壁など考えれば、現実的な判断だと考えます。

- 必須業務化にあたっては、衛星放送の受信料制度が、地上波テレビ放送の付加受信料となっていること、現行制度で任意業務としても実施していないことなどを踏まえ、NHKが詳細なロードマップを示し、受信料制度の在り方など、丁寧な議論を行うよう要望します。
- NHKの衛星放送で編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信において、仮に必須業務化によって、NHKが積極的に配信権の取得に動くことになれば、権料の高騰を招く懸念があります。結果的に、視聴者・国民にとって不利益になる可能性もあり、その点にも留意した検討を行っていただきたいと考えます。

【(株) テレビ朝日ホールディングス】

- BS放送の普及・発展は、公共放送のNHKと民放の無料広告放送および有料放送によって支えられてきました。優良コンテンツを編成・放送するNHKの役割は非常に大きく、NHKのBS放送が2チャンネルに再編された後も、BS放送全体の普及・発展に関する公共放送の責務をより積極的に果たし、4K放送の一層の普及に向けて取り組むことを期待します。
- 第2次取りまとめ案において、衛星放送のネット配信の必須業務化を当面の間、見送ると判断したことは、現実的な対応と考えます。
- 必須業務化を見送る理由として、権利処理に係る困難性やコスト等の課題が挙がっており、NHKに対し、こうした課題と解決策について検討し、ロードマップを策定すべきとしています。NHKにおいては、▽受信料制度が地上テレビ放送の付加受信料であること、▽地上波テレビとの違い、▽現行制度において任意業務としても実施していないこと——などを踏まえて、スケジュールありきでない丁寧な議論を行っていただくことを要望します。
- NHK BSで編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信は、民間企業においてもしのぎを削る領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権料の高騰を招く懸念があります。

【日本テレビ放送網(株)】

- ・ BS放送の普及・発展は、公共放送のNHKと民放の無料広告放送および有料放送によって支えられてきました。優良コンテンツを編成・放送するN

HKの役割は非常に大きく、NHKのBS放送が2チャンネルに再編された後も、BS放送全体の普及・発展に関する公共放送の責務をより積極的に果たし、衛星放送の一層の普及に向けて取り組むことを期待します。

- ・ 第2次取りまとめ案において、衛星放送のネット配信の必須業務化を当面の間、見送ると判断したことは、現実的な対応と考えます。
- ・ 必須業務化を見送る理由として、権利処理に係る困難性やコスト等の課題が挙がっており、NHKに対し、こうした課題と解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきとしています。NHKにおいては、▽受信料制度が地上テレビ放送の付加受信料であること、▽地上波テレビとの違い、▽現行制度において任意業務としても実施していないこと——などを踏まえて、スケジュールありきでない丁寧な議論を行っていただきたい。
- ・ NHK BSで編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信は、民間企業においてもしのぎを削る領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権料の高騰を招く懸念があります。

【(株)BS日本】

- ・ 衛星放送について「当面の間は、必須業務化を見送ることが適当である」と提言したことは、適切です。一方で「衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向け、解決方策について検討し、ロードマップを策定すべき」としていますが、NHK自らが「コスト等の課題」と指摘していることやインターネット業務全体にかかる費用の制約も考慮して、検討すべきだと考えます。

【(株)TBSテレビ】

- ・ 衛星放送のインターネット配信の必須業務化について、NHKから示された権利処理の困難性やコスト等の課題を考慮し、当面の間、見送ることが適当との判断は現実的な対応と考えます。

また衛星放送のネット配信必須業務化に向け、NHKに対し、課題及び解決策について検討し、ロードマップを策定すべきしていますが、衛星放送においては、現行制度において任意業務としても実施していないことや受信料制度が地上波テレビ放送の付加受信料であることなどを踏まえ、スケジュールありきではない丁寧な議論を行っていただくよう要望します。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>NHKBSで編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信は、民間企業においてもしのぎを削る領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権利の高騰を招く懸念があります。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(株)福岡放送】</p>		
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会におけるインターネットの役割が増大しているとはいえ、公共放送たるNHKはBS放送やBS4K放送等を開発し広めてきた立場として責任があり、引き続き、放送の発展に寄与するべきで、インターネットが放送に優先されることがないようお願いしたい。</li> <li>● 権利処理の困難性やコストの課題が示されたが、スポーツコンテンツにおける放映権料の高騰に象徴されるように、民間放送事業者と公共放送に競合関係が生じており、公共放送がインターネットにおいても民業への妨げや格差を生むことのないよう、必須業務化には一定の制限が必要と考える。</li> <li>● コンテンツの内容によって見逃し、同時配信に向き不向きがあり、視聴者にとって有益な情報空間を醸成する点、また一方で民放BS放送局には同時配信向きのコンテンツが少ない点など、総合的な視点からの検討を求める。 以上を踏まえ、ロードマップ策定の際は、民間放送事業者を含む関係者の意見を聞きながら丁寧な議論をお願いしたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(株)ビーエスフジ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKの衛星放送における権利処理について言及がありますが、NHKBS放送で編成されるスポーツや海外から購入するコンテンツ等の配信は、民間企業との競争領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権利料の高騰を招く懸念があるため、一定の節度が求められます。</li> <li>● NHKには引き続き4K8K衛星放送含むBS放送の牽引役としての役割や、インフラ等の協調領域での貢献を期待します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回、NHKから権利処理に係るコストの課題が示され、衛星放送のインターネット活用の必須業務化を当面の間見送ることとされています。スポーツ中継等の放送権料などは、NHKが先行することで、衛星放送に限らず地上波放送においても民間放送事業者に大きな影響を与える事となる課題であるため、今後の必須業務化に向けてのロードマップ策定においては慎重な対</li> </ul>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>応を引き続き求めます。</p> <p>● 取りまとめ案では、『財源と受信料制度』は、地上波テレビ放送と同様とすることが適当」と記載されています。例えば、NHKプラスを利用し、現在地上波の受信料のみを支払う世帯は、衛星のインターネット活用業務開始によりどうなるのか等、財源のみならず、既存の衛星付加料は制度的にも齟齬が出てくる可能性があります。衛星放送を始めとするインターネット活用業務の必須業務化の検討では、併せて国民・視聴者に負担となりすぎない受信料制度を慎重に検討することが必要であると考えます。加えて国民・視聴者への丁寧な説明と理解が大変重要です。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送（株）】</p>		
39	<p>● 本案では「地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務についても、原則として必須業務化することが適当」との考え方が示されましたが、受信料制度との整合性について十分に議論されたとは言い難いと考えます。これまで実施していない衛星放送の同時・見逃し配信を「任意業務」ではなく、「必須業務」と位置付け、制度変更していくことに違和感があります。</p> <p>NHKはこれまで衛星放送普及のために先導的役割を果たしてきましたが、衛星放送のネット配信を必須業務化すれば若年層を中心に視聴者の衛星放送離れが加速する懸念があります。とりわけ4K放送の同時配信は、4K放送の普及促進の足枷になりかねず衛星放送全体に影響を与えかねません。</p> <p>● 本案では、NHKの衛星放送のネット配信を必須業務化すべきとしつつ、放送番組の権利処理に係る困難性やコスト等の課題を理由に、当面の間、見送ることが適当としました。これはNHKの意向を踏まえたものであり、民放事業者や他のメディアの経営環境に配慮したものではないと理解しています。</p> <p>NHKが今後、必須業務化に向けてこうした権利上の課題解決のために強大な経営資源を投入すれば、スポーツ中継や海外からの購入番組の配信権料の高騰や、NHKによるコンテンツの独占取得等を招きかねず、民間事業者への影響が危惧されます。</p> <p>インターネット空間は開かれており、衛星放送事業者だけでなく地上放送事業者等も含めて、適切な競争環境の確保が不可欠です。民放事業者との二元体制、メディアの多元性を確保するためにも、厳格な費用上限の設定は不</p>	<p>NHKが放送に加えインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することは、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、NHKが公共放送として、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する役割を果たすことを可能とすると考えており、衛星放送を含め、NHKのインターネット活用業務を必須業務化することが適当であると考えています。</p> <p>衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向けては、NHKにおいて、関係者の意見を聴きつつ、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきと考えています。</p>	無

	可欠と考えます。 【(株) テレビ東京ホールディングス】		
40	<p>1-3 衛星放送について(8・9ページ)</p> <p>取りまとめ案の考え方に、条件付きで賛成する。</p> <p>衛星放送の同時・見逃し配信については、ステークホルダーの理解を得られないこと、スポーツ中継や映画など権利処理が困難な番組が地上波よりも多いこと、NHK自身がインターネット配信をすることを希望しないということに鑑みれば、いま必須業務化を強行して関係者の混乱を招いたり視聴者に負担がむやみに転嫁されたりするのは適切でないと思う。</p> <p>ただし、視聴者の利便性向上の観点から、BSで好評な番組のうちNHKオリジナル番組など権利処理が複雑でないものについては、地上波の番組編成の空き時間でサイマル放送又はアンコール放送を積極的に実施し、間接的にBSのコンテンツをNHKプラスでも視聴することができるようにすべきであり、それが必須業務化見送りに賛成する条件である。</p> <p>【個人1】</p> <p>・衛星放送のインターネット配信について 必須業務化の見送りは残念であるが、WGでの議論を踏まえるとやむを得ないものとして理解はできる。</p> <p>もっとも、衛星放送の番組のうち権利処理がさほど困難ではないものは、地上波でも同時ないし時差放送を実施することによって、間接的にはあれNHKプラスで視聴できるようにすることを強く要望する。</p> <p>【個人82】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向けては、NHKにおいて、関係者の意見を聴きつつ、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきと考えています。</p>	無
41	<p>衛星放送でも同等の受信料を払っているため、衛星放送に関しても早期に必須業務化とし、インターネットでの同時・聞き逃しを開始するべき。</p> <p>【個人17】</p>	<p>衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化については、衛星放送の放送番組の権利処理に係る困難性やコスト等、衛星放送番組に係る個別の特性や事情等を考慮し、実施環境が整うまで当面の間は、必須業務化を見送ることが適当であると考えています。</p> <p>他方、衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向けては、NHKにおいて、関係者の意見を聴きつつ、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきと考えています。</p>	無

42	<p>前執行部はその準備のために必要な予算を計上していたのに、実施環境が整うまでと消極的な姿勢に方針転換するのはフェアでない。スポーツ中継以外の権利処理問題がない配信可能な定時番組まで先送りすれば、その方が満足度が低下し不満も増す。同様の権利問題は衛星波だけでなく地上波にもあった。大リーグ(MLB)など海外スポーツ生中継の放映権料の高騰が重荷になっても、2025年度など具体的な時期を示さない限り、先送りしても状況は変わらない。</p> <p style="text-align: right;">【個人65】</p>	<p>衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向けては、NHKにおいて、関係者の意見を聴きつつ、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきと考えています。</p>	無
<b>③ 国際放送</b>			
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKの国際放送は、▽目的、▽対象とする視聴者、▽対象とする地域、▽メディア、▽財源といった要素の組み合わせで複数の種類があります。従って、ネット配信の必須業務化にあたっては、効率的な運用の観点から業務範囲を精査すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【（一社）日本民間放送連盟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際放送のインターネット配信業務の必須業務化にあたっては、受信料等の財源の効率的な運用のため、目的や対象地域等の業務範囲を精査すべきだと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【（株）テレビ朝日ホールディングス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKの国際放送は、▽目的、▽対象とする視聴者、▽対象とする地域、▽メディア、▽財源といった要素の組み合わせで複数の種類があります。従って、ネット配信の必須業務化にあたっては、効率的な運用の観点から業務範囲を精査すべきです。</li> <li>● 国際放送の分野では、一部民放との協業も長年にわたって実現してきた経緯もあり、ネット配信を必須業務化する上でもそうした既存の協業関係に悪影響がないよう要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網（株）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際放送について、効率的な運用という観点も重要視して、業務の範囲を精査すべきだと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【（株）TBSテレビ】</p>	<p>国際放送は、我が国の情報の国際発信においてフラッグシップの役割を担い、我が国に対する正しい認識・理解・関心の醸成、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、在外邦人への情報提供といった重要な役割を担っており、国際放送の視聴者へのリーチを高めるため、放送番組と同一のもの（映像及び音声）及び放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）を必須業務化することが適当であると考えています。</p> <p>その上で、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>なお、その際、国際放送は、民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であることについて考慮する必要があると考えています。</p>	無
44	<p>「放送の二元体制を含むメディアの多様性を維持するための担保措置」を、</p>	<p>国際放送は、我が国の情報の国際発信においてフラ</p>	無

	<p>地上波テレビ放送と同様とすることに反対します。</p> <p>国際放送においては海外の放送や配信事業者との競争環境にあり、そもそも二元体制ではなく、多元性の確保は自らコントロールできる環境ではありません。「国際放送は民間放送事業者との競合領域ではなく協調領域」というならば、情報の範囲はメディアの多元性維持ではなく、日本メディアの情報発信力の向上を目的として決定されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>	<p>ッグシップの役割を担い、我が国に対する正しい認識・理解・関心の醸成、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、在外邦人への情報提供といった重要な役割を担っており、国際放送の視聴者へのリーチを高めるため、放送番組と同一のもの（映像及び音声）及び放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）を必須業務化することが適当であると考えています。</p> <p>その上で、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>なお、その際、国際放送は、民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であることについて考慮する必要があると考えています。</p>	
45	<p>諸外国の日本への理解増進等の観点から国際放送の配信に費用負担を求めないことに異議はありません。一方で国内の受信料によって運営されていることは公平負担の観点からみると問題があり、NHKのインターネット活用業務に括るのではなく、「4. 国際放送の在り方」の中で包括的に検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【(株) ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>また、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
<b>(3) 地方向け放送番組に係る地域メディアとの公正競争の確保</b>			
46	<p>・「地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないよう考慮することが適当」との提言は重要です。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	無

■ 地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するにあたり、地域におけるメディアの多元性確保の観点から「民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当」としたことは適切だと考えます。

【(株) テレビ朝日ホールディングス】

● 「地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当」との提言は重要です。

【日本テレビ放送網（株）】

● 「地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当」との提言は重要です。

● ローカル民間放送事業者である当社は、ネット配信が必須業務化された際に公正な競争が行なわれなければ、地域メディアの存続自体が難しくなるのではないかと危惧しています。それはデジタル時代において、わが国の健全な情報空間が維持できなくなることを意味します。

【札幌テレビ放送（株）】

この提言に賛同いたします。

【(株) 文化放送】

・ 「地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当」との提言に賛同します。

	【北海道放送（株）】		
47	<p>■ 受信料を財源とした制作物は、公平性の観点から受信料を支払った人に対して還元されるべきだ。民間の事業者が収支を勘案しながらしのぎを削っているインターネットプラットフォームやSNSニュースサイトなどへの出稿などは慎むべきだ。競争評価を行うにあたっては、NHKコンテンツの「流通経路」についても検討を行うべきだ。言うまでもなく、国民の生命財産を守るための災害情報は例外だ。</p> <p>■ 受信料という特殊な収入源を持つNHKにおいては、今の「理解増進情報」で行われているような、なし崩し的な拡大があってはならない。NHKホームページやアプリなどでのテキスト・ニュース配信などにおいて、フリーライドを防ぐための利用者の負担の仕組みは、利用者の公平性の観点からもしっかりと設計されるべきだ。</p> <p>■ 民放や新聞社などとの公正競争の観点から、インターネット活用業務が必須業務になったとしても「インターネット活用業務」の費用については、上限が設けられるべきだ。現在の上限額は十分な説明がなされないまま、なし崩し的に増やされてきた経緯があるからだ。上限金額には、必須業務以外のインターネット費用も含めるべきだ。また上限金額は、競争評価の検討の中で、同じ言論空間を構成する様々な立場からの意見を踏まえ、決められるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【読賣テレビ放送（株）】</p> <p>地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地上波ローカル局のネット等に於ける地域情報発信が試行錯誤の段階にある中で、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように強く望みます。</p> <p>国民の生命や財産を守るための災害情報は言うまでもなく例外と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株)鹿兒島讀賣テレビ】</p>	<p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>また、必須業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、NHKにおいては、放送とインターネット配信の経理について透明性を確保し、国民・視聴者に対する説明責任を果たすべきであると考えており、総務省においても、NHKの取組状況を踏まえ、必須業務としてのインターネット配信に要する費用の透明性を確保する措置を講じることを検討することが適当と考えています。</p>	無
48	<p>地方新聞社をはじめとした地域メディアの多元性、そしてそれらのメディアが取材・報道を担う地域情報の多様性は極めて重要だ。取りまとめ案が「地域メディアとの公正競争の確保」の必要性を強調した点は評価できる。「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」でもNHKは「取材体制をしっかり持った地域メディアと切磋琢磨し、高い水準の多元性を確保」</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	無

	<p>「地域に住む方々が、多角的に情報を継続的に受け取ることができる環境を整えることを目指す」との方針を示しているが、総務省はその取り組みをしっかりと監督していくことが必要だ。</p> <p>【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】</p>		
49	<p>競争評価の仕組みにおいて、地域におけるメディアとの公正競争のみに言及していますが、地域における適切な情報の確保という観点も考慮すべきです。国内には人口減少や産業の衰退でそもそも地域メディアの経営維持が困難になっているケースが出てきており、それに応じてNHKの情報提供もシュリンクさせていくようであれば、地域の住民にとって必要最低限の情報すら得にくくなるという状況が起きないとも限りません。地域に適正な情報を提供する担保措置を競争評価の仕組みに盛り込むべきです。</p> <p>【(株)ワイズ・メディア】</p>	<p>第2次取りまとめ案において言及している「地域メディアとの公正競争の確保」とは、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性等を踏まえたものであり、御指摘の地域における適切な情報の確保という観点も含まれているものと考えています。</p>	無
50	<p>公正競争の観点がある一方、NHKには公共放送として広く放送を行う意義および責務があり、また、日本の放送技術や放送内容においてリーディングコンテンツを生み出す独自性に価値を認められている部分もあり、それはいずれもテキスト情報を含むインターネットにおいても変わらないものと思います。公正競争の為に記事の数・質や取材コストの削減、新たなインターネット放送への取り組みを抑制するという事態は国民の利益を損なうものであり、公共放送として放送事業者等との競争よりも優先すべき部分もあると考えます。また、第三者機関による評価・検証の旨もありますが、第三者機関そのもののガバナンス、利害性、平等性、国民への情報公開などについて、事業者の利益を優先してしまい国民の利益を損なうようなものになっていないことを国民が評価できるような仕組みとすることを明瞭に国民に示すべきであると考えます。</p> <p>仮にNHKのインターネット放送が他社よりもアクセス数において優れる等で競争性に問題が起きるのであれば、その魅力と呼べる部分を他社と共有するなどの方向性で公正競争を維持する考えであるべきであり、公正競争を理由としてNHKの報道・放送への取り組みを抑制するようなことは、望ましいものとは思いません。</p> <p>インターネットは従来の放送とは異なるメディアであるが故にインターネットというメディアでないとできないようなこともあるはずであり、その中には公共放送であるNHKだからこそ可能なこともあるはずでです。公正競争の名の下にNHK独自の価値までも抑制することは、広く国民に向けた放送というものの価値</p>	<p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>したがって、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。御意見については、今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p> <p>同時に、インターネットの世界で信頼性の高い情報の提供を継続することについてメディアの関係者が連携・協力して検討を加速させていく中で、NHKには、メディア間の連携・協力の場面でも先導的な役割を果た</p>	無



	<p>を削ぐことであると思います。より発展的な競争が行われるような仕組みとなっていくことを、いち国民として望んでおります。</p> <p style="text-align: right;">【個人38】</p>	<p>すことを期待しています。</p>	
<b>(4) インターネット活用業務に係る民間放送事業者等への知見の共有</b>			
<p>51</p>	<p>・ 「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は重要であり、着実な実施を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p> <p>NHKが、インターネット活用業務の必須化によって得られた知見を民間放送事業者に共有することは大変重要であると考えます。放送の二元体制を含むメディアの多元体制を維持するには、NHKと民間放送事業者が切磋琢磨し、共に成長し続けることが必要です。NHKは、地上波テレビ放送のインターネット活用業務で得られたものも含め、民間放送事業者が容易にアクセスできる方法で知見を共有すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送(株)】 【(株) CBCラジオ】</p> <p>● NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は重要であり、着実な実施を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網(株)】</p> <p>当該とりまとめに賛同します。現行の放送法第20条第15項において、任意業務であるインターネット活用業務について「他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。」と規定されています。必須業務とするのであれば、尚更この規定の趣旨が活かされ、各々の地域毎においても協力が実現することを期待します。</p> <p>また、インターネットのプラットフォーム等において地域情報が埋没することのないよう、地域の放送事業者とより綿密な協力関係を構築することを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送(株)】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>

- 「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は重要で、着実な実施を求めます。

【札幌テレビ放送（株）】

「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言に賛同します。

受信料収入で成り立っているNHKと子会社が得た技術やノウハウの共有については、その共有の範囲等の決定に当たっては幅広く意見を募る場を設けるべきと考えます。

【(株) 鹿児島讀賣テレビ】

賛成します。NHKから民間放送事業者だけでなく、民間放送事業者からNHKという双方向の知見の共有が、我が国の放送産業全体のDX化に大変重要だと考えます。

かつて在京キー局のインターネット担当者会議という非公式の情報交換会がありました。公式の会議体としてA-PABとは別にできないか、放送業界全体で検討することを願います。

【(株) ワイズ・メディア】

この提言に賛同いたします。インターネット活用業務で得られた各種データについても、可能な限りの共有を期待します。

【(株) 文化放送】

- 「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は極めて妥当です。

【(株) フジテレビジョン】

- ・ 「NHKはインターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施に

	<p>において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は重要であり、着実な実施を求めます。 【(株)福岡放送】</p> <p>● 賛同します。これまでの放送法第20条第15項のNHK努力義務が実効性をもって具体的かつ目に見える形で取り組まれることをNHKに期待します。 【関西テレビ放送(株)】</p> <p>・ 「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との提言は重要であり、実態を伴う積極的な対応に期待します。 【北海道放送(株)】</p> <p>● NHKがインターネット業務の実施において「得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべき」との考えに賛同します。 当社はこれまで、NHKが過去に実施した社会実証においても配信サービスの視聴データや知見等について民放事業者に広く開示し情報共有するよう求めてきました。本案で示された総務省の提言を評価すると共に、NHKには着実に実行されることを期待します。 【(株)テレビ東京ホールディングス】</p> <p>● 「NHKは、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである」との明示に賛同する。 【(株)ビーエスフジ】</p>		
52	<p>P13「(4) インターネット活用業務に係る民間放送事業者等への知見の共有」において、第16回会合での当社へのヒアリング時の意見を取り上げて頂いた事に感謝する。 今後も公共放送ワーキンググループをはじめ、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会と各種下部検討会にて有意義な議論が継続されること</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	に期待する。	【(株) J-WAVE】	
<b>3. NHKのガバナンスの在り方</b>			
<b>(1) ガバナンスの重要性</b>			
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。公共放送ワーキンググループがNHKのガバナンスの在り方について集中的な議論を行い、実効性確保に向けて提言をまとめたことを高く評価します。</li> <li>・ 特に、“経営委員会・監査委員会が執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携して監督・監査に取り組んでいく”“インターネット活用業務の必須業務化にあたり、経営委員会が公正競争の観点を含む適正性確保の重い責務の下、NHKの原案策定の最終的な決定を行う”などの枠組みを明確に示したことは重要です。 【(一社) 日本民間放送連盟】</li> <li>● 当社は、民放連と共に、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。公共放送ワーキンググループがNHKのガバナンスの在り方について集中的な議論を行い、実効性確保に向けて提言をまとめたことを評価します。</li> <li>● 特に、“経営委員会・監査委員会が執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携して監督・監査に取り組んでいく”“インターネット活用業務の必須業務化にあたり、経営委員会が公正競争の観点を含む適正性確保の重い責務の下、NHKの原案策定の最終的な決定を行う”などの枠組みを明確に示したことは重要です。 【日本テレビ放送網(株)】</li> <li>● 民放連および当社は、NHKの「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。本ワーキンググループがガバナンスの在り方について集中的議論を行い、実効性確保に向けて提言をまとめたことを高く評価します。 【札幌テレビ放送(株)】</li> </ul>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>NHKの子会社等の業務については、今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無

- ・ インターネット活用業務の必須業務化にあたって、経営委員会及び監査委員会に「当該業務が適正に実施されているかについて監督・監査を行うことも求められる」と提言していることは、重要です。

【(株) TBSテレビ】

- インターネット活用業務は「公正競争の観点を含めその適正性を確保するという重い責務の下、競争評価の仕組みにおいてNHKが原案を策定するに当たり、組織として最終的な決定を行うことが求められる」との明示は重要であり、現状のインターネット活用業務の実務状況など一層の情報開示・透明性の確保を求めたい。

【(株) ビーエスフジ】

- インターネット活用業務の必須業務化に当たり、NHKに課される基本的な考え方は、子会社・関連会社のネット配信業務においても同じ原則に立つべきと考えます。
- 子会社等の事業運営について、「より具体的な事例の把握に努めつつ、NHKにおいては適切なグループ経営のための監督・監査を実施するとともに、公共放送の子会社等であることを踏まえて事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証し、必要に応じて、総務省において子会社等ガイドラインの改正を検討することが適当」との提言に賛成します。
- 「放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持する観点からは、子会社等を含めたNHK全体として、その知見を民間放送事業者等の関係者に共有していくことも重要」との提言に賛同します。NHK本体にとどまらず、子会社等含めた一層の協力が進むことを期待します。

【(株) フジテレビジョン】

- ・ NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みは必須と考えます。公共放送ワーキンググループがNHKのガバナンスの在り方について集中的な議論を行い、実効性確保に向けて提言をまとめたことを高く評価します。
- ・ 特に、“経営委員会・監査委員会が執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携して監督・監査に取り組

	<p>んでいく”“インターネット活用業務の必須業務化にあたり、経営委員会が公正競争の観点を含む適正性確保の重い責務の下、NHKの原案策定の最終的な決定を行う”などの枠組みを明確に示したことは重要です。これが実効性を伴い、確実に実施されることに期待します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送（株）】</p>		
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKの子会社等に関するガバナンスについて、民放事業者は具体的な対応を注視しています。子会社等の事業活動については、NHKグループ全体として、公共放送として求められる活動かどうかとの視点で、その適正性を判断すべきです。</li> <li>・ ネット配信の必須業務化に当たり、NHKに課される基本的な考え方は、子会社・関連会社のネット配信業務においても同じ原則に立つべきです。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【（一社）日本民間放送連盟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ NHKの子会社等の業務について、民間に任せるものは任せ、スリム化を前提に整理統合すべきであり、公共放送として求められる事業活動かどうかの精査を徹底することが必要です。</li> <li>■ 子会社・関連会社のインターネット配信業務においても、NHK本体のインターネット配信業務に課される基本的な考え方と同じ原則に基づくべきだと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【(株) テレビ朝日ホールディングス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKの子会社等に関するガバナンスについて、民放事業者は具体的な対応を注視しています。子会社等の事業活動については、NHKグループ全体として、公共放送として求められる活動かどうかとの視点で、その適正性を判断すべきです。</li> <li>● ネット配信の必須業務化に当たり、NHKに課される基本的な考え方は、子会社・関連会社のネット配信業務においても同じ原則に立つべきです。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網（株）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ネット配信の必須業務化に当たり、NHKに課される基本的な考え方は、子会社・関連会社のネット配信業務においても同じ原則に立つべきです。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送（株）】</p>	<p>今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> <li>子会社等の事業活動について「公共放送の子会社等であることを踏まえ、事業活動が適正か否かを検証」としていることも重要であり、NHKグループ全体として必要な活動かどうか適正性を判断することが求められます。 【(株) TBSテレビ】</li> <li>NHKの子会社の事業活動について、「事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証し、必要に応じて、総務省において子会社等ガイドラインの改正を検討することが適当である。」との明示は重要であり、民間事業者の経営を圧迫することがないように子会社においても収入詳細（取材協力費、有形無形の協力を含む）の開示を求めたい。 【(株) ビーエスフジ】</li> </ul> <p>NHKの子会社等の事業活動については、NHKグループ全体として、公共放送として求められる活動かどうかとの視点で、その適正性を判断すべきであり、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアにおいて実施が困難な分野において、その役割を、果たすべきと考えます。 【(株) 鹿児島読賣テレビ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NHKの子会社等に関するガバナンスについても、具体的な対応を注視していきます。子会社等の事業活動については、NHKグループ全体として、公共放送として求められる活動かどうかとの視点で、適正化されることを求めます。</li> <li>ネット配信の必須業務化に当たり、NHKに課される基本的な考え方は、子会社・関連会社のネット配信業務においても同じ原則に立つべきです。 【北海道放送 (株)】</li> </ul>		
(3) ガバナンスの実効性確保のための取組			
① 経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化			
55	<p>経営委員会は、昨年発覚しましたNHKプラスの衛星放送番組の配信対応問題を重く受け止めるとともに、NHKのガバナンス強化が求められている状況をふまえ、NHK経営計画（2024-2026年度）に、①内部統制機能の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る、②協会・関連団</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置、③経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化することを掲げ、NHKのガバナンス強化に積極的に取り組むことにしています。</p> <p>貴ワーキンググループで検討が進められているインターネット活用業務が必須業務化されたときには、経営委員会としても当該業務が適正に実施されるよう、視聴者・国民のみなさまからいただくご意見もふまえ、監督責任を果たしていきたいと考えています。</p> <p>【経営委員会】</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
56	<p>● 経営委員会・監査委員会による監督・監査機能を強化し、「執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携して監督・監査に取り組んでいく」との提言は妥当です。</p> <p>しかし、経営委員及び監査委員は国民・視聴者を代表する立場であり、その責務において、情報共有の在り方として執行部の意向のままに決定を追認するだけであってはなりません。経営委員会・監査委員会が独立性を担保し、執行部と適度な緊張感を持ちながら適正に監督・監視を実行できる措置が必要です。</p> <p>● 併せて、経営委員会・監査委員会が自ら職務を適切に執行しているかを国民・視聴者に明らかにすることも大切です。放送法第41条において経営委員会議事録の公表が義務付けられていますが、議事録における経営計画や事業計画・予算の審議状況等の公表は不十分です。NHKの在り方を国民全体が考えていくためにも、透明性の観点から議事録の一層の充実化を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ東京ホールディングス】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
<b>② インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方</b>			
57	<p>NHKがインターネット活用業務を必須業務とするにあたっては、経営委員会、監査委員会による監督・監査によって業務が適正に実施されているかや、公平公正な競争が担保されているかを注視し続けることは大変重要であり、それはNHKの子会社の業務においても同様です。</p> <p>子会社等ガイドラインの改正も前提に子会社の事業活動が適正かどうかエビデンスベースで検証していくことに賛同するとともに、子会社の業務が民業圧</p>	本案に対する御賛同の意見として承ります。	無



	<p>迫とならないよう、経営委員会・監査委員会による適正な調査が行われることに期待します。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送（株）】 【（株）CBCラジオ】</p>		
58	<p>NHKのガバナンスは、これまで総務省が再三求めてきた「三位一体改革」の観点からも極めて重要だ。NHKから衛星放送のネット配信予算問題の再発防止策について説明があり、経営委員会・監査委員会の委員からガバナンスの向上に努めていくとの表明もあった。取りまとめ案が指摘している通り、ネット業務の必須業務化に伴い、経営委員会に重い責務が課されることになる。ガバナンス向上の実効性を高めていくことが欠かせない。</p> <p style="text-align: right;">【（一社）日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p>	<p>無</p>
59	<p>● 当社はかねて、NHKのインターネット業務の在り方は「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革の中で検討されることが不可分と考えています。ネット必須化に当たっては、その業務範囲のほかに、現行の受信料制度との関連性や新たな財源の在り方も重要課題です。</p> <p>経営委員会・監査委員会においては、インターネット活用業務による財源の在り方・規模・使途の範囲も含めて公正競争の観点から適正性が確保されているか、監督・監査することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【（株）テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
60	<p>【2】NHKのガバナンスの在り方について（特に、インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方について：16ページ参照）</p> <p>NHKについては、受信料制度・ガバナンス・職員のモラル・番組編成の比率及び内容等々、反省又は改善すべき点が多々あり、批判的検証が必要であると思う反面、曲がりなりにもNHKは公共放送として、災害・事件報道では頼りになる。</p> <p>それに対して、一民間企業にすぎない新聞社は、社会の代表を僭称して大上段から言論の自由を振りかざしているが、それは「古い社会のリーダーズ」の意見を代弁しているにすぎないものである。</p> <p>さらに、近年においては、事実を公平・客観的に報道することよりも自社の思想を伝道・喧伝することに重きを置く傾向にある印象を受ける。</p>	<p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>したがって、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合、テキスト情報等の範囲は、放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれることがないように、その範囲を限定して画定されるべきであり、また、現行の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきと考えています。</p>	<p>無</p>

	<p>若年層を中心とするインターネットユーザーからすれば、新聞はネットスラングで言うところの「オワコン」(役目を終えて存在意義のないコンテンツ)と判断されている。そのことについて、新聞の側も自省すべきである。</p> <p>具体例としては、令和6年能登半島地震の災害報道において、NHKのアナウンサーが強い口調で避難を呼びかける姿勢は、SNSで肯定的な意見が多かった。他方でとある全国紙は、避難所に設置された自販機に対する緊急避難の行為を、さも犯罪行為であるかのように報じ、それが事実ではないと判明した後も、当該トピックに対して自社の言い分に沿った取り上げ方をしている。そのような姿勢には、かなりの批判が見受けられる。</p> <p>また、新聞業界は、NHKの特権性や国家援助(state aid)について強調しているが、新聞も食料品以外で唯一消費税の軽減税率という優遇措置を受けており、これは事実上国家援助(state aid)に該当するので、そのような批判をする資格はないと思う。</p> <p>さらに、本ワーキンググループにおいて、新聞業界は、民業圧迫になるのでNHK NEWS WEBをやめるよう圧力をかけているが、その論理でいえば、新聞の側もネットメディアから「取材力で優位な新聞社がネットオリジナルコンテンツを出すことは新規参入者を圧迫するものであるのでやめるべき、新聞の電子版は紙面と同一の内容のみにせよ」という意見が上がっても反論できなくなると思うのだが、それでも構わないのかと問われるべきである。</p> <p>NHKは、放送におけるユニバーサルサービスを提供する社団として、一定の責任を負うべきである反面、それなりの保護を受けるに値すると思う。</p> <p>新聞社が、国民の知る権利に奉仕すると自画自賛しておきながら、NHKの活動に不当な制限を加え、国民の知る権利を妨害し篡奪しようとしているのは、許しがたい暴挙であり、憤慨している。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えてます。</p> <p>この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p>	
61	<p>(3) ガバナンスの実効性確保のための取組</p> <p>2 インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方について、</p> <p>「その評価・検証をNHK以外の第三者機関が実施する競争評価の仕組みを導入</p>	<p>NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を</p>	無

すべき」とされているが、第三者機関にNHKを含めないなら、同様にNHKと競争していると称する事業者も排除すべき。純粋に有識者によるものとするべき。

NHKが独自取材したコンテンツはそもそも視聴料で財政的には成り立っており、当然視聴料納入者に無償で提供されるべきである。視聴料納入者とそれ以外の者を区別するのは、NHKプラスでも導入されているログイン方式が望ましい。

新聞各社がコンテンツ配信を有料化するのしないログイン方式を取っているのと同様である。

くれぐれも、競争審査の第三者委員会に、NHKとまさに競合している、民間業者を含めないように文言を調整してほしい。

【個人23】

必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置において、記述されているNHKの理解増進のためのテキスト情報は一つの情報源として国民にとって非常に有益であり、このような形で制度として敢えてNHKの活動を制限することは国民の利益を損なうと考えます。

またNHK以外の第三者機関についても、参加者に含まれる民間放送事業者、新聞社、通信社はNHKによる情報発信を制限することで自社の利益を得ることができる立ち位置にあるため、自社の利益を優先しNHKの情報発信を阻害することで国民の利益を阻害するのではないかという懸念が生じます。したがって第三者とみなすことはできません。国民、視聴者のみで構成するものとしてむしろ、民間放送事業者、新聞社、通信社を除くことで公共性を確保していただきたいと考えます。

【個人46】

・NHKのガバナンスの在り方について

NHKのインターネット活用業務の競争評価に当たり、教育に関するコンテンツに当たっては、子どもの教育を受ける権利の観点から、一定の配慮がなされることが望ましいため、その点明記することを求める。

また、NHK NEWS WEB及び関連コンテンツは、利用にあたり受信契約が必須となることはやむを得ないが、提供される情報の内容は質・量ともに現行のものを

整えることが望ましいと考えています。

したがって、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。

この競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が、エビデンスベースでの評価・検証を行うためにも、国民・視聴者のほか、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。

	<p>維持してほしい。</p> <p>外部の団体が、競争評価の場において受信契約者に限定して配信される情報の中身についてまで干渉することは、NHKの編集権の侵害であり、同時に国民の知る権利に対する侵害である。</p> <p>干渉の程度が著しい場合は、競争評価において意見を述べる外部団体も国民から激しい批判を受けることを覚悟すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人82】</p>		
<p>③ NHKの子会社等に関するガバナンス</p>			
<p>62</p>	<p>■ 受信料という特殊な収入で成り立っているNHKと、その子会社が得た技術やノウハウは、2元体制維持のため放送業界に、さらにメディアの多元性を維持する観点からも広く民間に共有されるべきものだ。共有の範囲などNHK任せにするのではなく、幅広く意見を募る場を設け、NHKが実行に移すことを促すシステム作りを求める。</p> <p>■ 取りまとめ案にある「NHKにおいて適切なグループ経営のための監督・監査を実施するとともに、事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証する。必要に応じて、総務省において子会社等ガイドラインの改正を検討することが適当」との記載には賛同する。NHK、NHK子会社が、民間企業の活動の妨げになってはならない。民間企業が収支を勘案した結果、踏み込めない部分において、NHKおよびNHK子会社の存在意義を発揮すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【読賣テレビ放送（株）】</p> <p>当該とりまとめに賛同します。民間放送事業者を取り巻く経営環境は従来より益々厳しさを増しています。NHKと民間放送事業者の二元体制を維持するためにも公共放送の子会社として事業活動が適正か否か、民業圧迫となっていないかをエビデンスで検証していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送（株）】</p>	<p>本案に対する御賛同の意見として承ります。</p> <p>また、今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>63</p>	<p>NHKの子会社等の事業活動が公正競争に与える影響について、取りまとめ案では「より具体的な事例の把握に努めていく」としている。当委員会はデジタルサイネージの記事配信について指摘したが、具体的に指摘された事項について、総務省において実態の調査を進めることが望ましい。</p> <p>また、子会社が展開するウェブサイトで広告を掲載したり、番組に関連する</p>	<p>今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>として商品を販売したりする事例もある。公共放送の関連団体としてふさわしい業務を節度をもって行う必要があり、子会社を活用したネット業務が、NHK本体のネット業務の抜け道となってはならない。受信料を元に作成したコンテンツを活用して事業を展開している以上、NHK本体と同様、公正な競争に配慮した事業展開が必要だ。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>		
64	<p>NHK 子会社によるテレビ番組を含めた音声のポッドキャスト等の配信は、デジタル分野において各社の競争が激しくなっている民放ラジオ社にとって大きな脅威となります。NHK において子会社のネット配信業務の事業活動が適正か否かを検証することは非常に重要です。</p> <p style="text-align: center;">【(株) 文化放送】</p>	今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。	無
65	<p>● NHKは22年12月、三位一体改革の一環として中間持株会社「NHKメディアホールディングス」を設立しました。NHK子会社間等で重複する業務の集約、コスト削減、ガバナンス強化などが設立目的でしたが、設立によってどれだけ効率化が図られたか不明瞭なままです。</p> <p>子会社等に関するガバナンスを検証するうえで、中間持株会社による改革の進捗状況や効果を総括し、開示することを要望します。</p> <p>● 本案では、子会社においても「公共放送の子会社等であることを踏まえて事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証」することが適当としました。NHKのインターネット業務の必須化によって、子会社等のインターネット関連業務の拡大も予想されますが、NHK本体の必須業務の範囲を逸脱することがあってはなりません。経営委員会・監査委員会は子会社等も含めて、当該業務を監督・監視すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株) テレビ東京ホールディングス】</p>	今後公共放送ワーキンググループ及び総務省において検討していく上での参考として承ります。	無
<b>4. 国際放送の在り方</b>			
<b>(3) 財源の在り方</b>			
66	<p>・ 国際放送において、広告収入を得ることを検討するにあたっては、放送法第83条「広告放送の禁止」の趣旨を踏まえた、丁寧な議論を期待します。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	<p>■ 国際放送において広告収入を得ることを検討するにあたっては、NHKに対し「他人の営業に関する放送をしてはならない」とした放送法83条「広告放送の禁止」の趣旨を踏まえた、丁寧かつ慎重な議論を求めます。 【(株) テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>・ 国際放送について「広告収入を得ていくことについて検討すべき」としてはありますが、放送法で広告放送が明確に禁止されている現状で、国際放送のみを例外として容認する必然性はあるのか、極めて慎重に検討すべきだと考えます。 【(株) TBSテレビ】</p> <p>● 国際放送において広告収入を得ていくことについて、収入を民間放送事業者も含めたプラットフォームなど民間放送事業者に資する財源に充てることを前提に丁寧な議論が必要である。 【(株) ビーエスフジ】</p>		
67	<p>● 国際放送において広告収入を得ることについて検討することに賛同します。なお、国際放送で得た知見や収益については、放送業界全体が放送法に規定された役割を遂行し続けるための財源として還元することを提案します。 【(株) フジテレビジョン】</p>	本案に対する御賛同の意見として承ります。	無
68	<p>【3】国際放送の在り方について(18・19ページ) 国際放送についての収支を明確にし、NHKの業務が肥大化しているとの批判に対応する観点から、国際放送は別法人に切り離すことも有効な選択肢だと思う。もっとも、完全に無関係の法人にするのは適当ではないと考えられるから、かつての電電公社とKDDのような提携関係を結ぶことが相当である。 【個人1】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
<b>5. 今後の進め方</b>			
69	<p>NHKのインターネット業務の必須化については、弊社はこれまでも「ローカル局のインターネット業務との競争に最大限配慮が必要であること」や「扱われるコンテンツは地上テレビ放送と同一のものに限ること」などの意見を述べてきた。</p>	<p>必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。 この競争評価の仕組みは、まず、NHKが経営委員会</p>	無

	<p>今後の必須業務化にあたっては、NHKには上記二つの考え方を十分に理解し、厳守を願いたい。そのためにも経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化はもちろん、第三者機関を含めた継続的なチェックが必須だと考える。</p> <p>特にインターネット業務の必須化については、今回の取りまとめの「5. 今後の進め方」で「放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置として、まず、情報の提供主体であるNHKが、テキスト情報等の具体的な範囲についての原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が実施する競争評価の仕組みを導入すべき」と述べられている点は、弊社としても強く主張したいところであるが、その際にローカル局の事情や直面する課題を取り残すことのないよう、NHKの子会社も含めたガバナンスという視点に立った取り組みを求めたい。インターネット業務が追加されることで、ガバナンス上の不祥事などのインシデントが増加することのないよう監督を徹底していただきたい。</p> <p>またインターネット業務に投下される予算の上限である200億円に拘らず、予算執行にあたっては抑制的な支出をすべきと考える。莫大なNHKの予算を背景に圧倒的に豊富なコンテンツが配信されることによって民放事業者との健全な二元体制の維持が脅かされることのないよう、今後十分な説明とローカル局を含む民放事業者側からの意見表明の場を担保していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 熊本県民テレビ】</p>	<p>のガバナンスの下で原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者機関が適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>また、必須業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、NHKにおいては、放送とインターネット配信の経理について透明性を確保し、国民・視聴者に対する説明責任を果たすべきであると考えており、総務省においても、NHKの取組状況を踏まえ、必須業務としてのインターネット配信に要する費用の透明性を確保する措置を講じることを検討することが適切と考えています。</p>	
70	<p>「能登半島地震において、災害時における放送の役割の重要性が再認識された」との指摘は、当委員会の問題意識とも共通するものだ。地方新聞社をはじめ新聞・通信社も災害時の確かな情報発信という役割を担っている。多くの記者が現地で取材し、被災者に必要な情報を届けたり、全国に被害の実情を伝えたりした。紙面製作を継続しつつ、号外の発行や避難所への配達を行い、デジタルでの情報発信も行っている。</p> <p>新聞・通信社の活動や役割は従来、放送政策・放送行政ではあまり焦点が当たってこなかったが、こうした点も今後の制度設計や議論において留意してほしい。メディアの多元性が一度毀損きそんされれば元の姿を取り戻すのは難しく、NHKのみが巨大な影響力を獲得することになりかねない。民主主義社会の財産である言論の多様性やメディアの多元性が損なわれることのないよう慎重な制度設計が行われることが重要だ。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
71	<p>● 災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。NHK含む体力のある放送</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>事業者だけが取り組み可能な技術では、偽・誤情報への対応は十分とは言えません。偽・誤情報対策に係る技術開発等では、国やNHKには率先した取り組みと、民間事業者への支援・協力を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送（株）】</p>		
72	<p>● これまでNHKの改革に関して、当社からは受信料制度を含む「三位一体改革の必要性」を述べてきました。「放送の二元体制」の一翼であるNHKの改革が、結果としていびつな形にならないよう、今後も「三位一体」での検討を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送（株）】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
73	<p>「インフォメーション・ヘルスの確保に向け、NHKのみならず、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者が連携・協力して不断の検討を行い、取組を進めていくこと」の実現のためには、NHKにはその役割を十分に認識していただき、インターネット活用業務の必須化により民間放送事業者や新聞社・通信社の営業活動を圧迫するようなことのないよう努めていただく必要があると考えます。従いまして、検討会にはNHK本体、子会社も含めた事業活動の適正化について継続的に論点として取り上げていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送（株）】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
74	<p>あと、21ページで令和6年能登半島地震について、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたとあり、災害対応に取り組むことが求められるとあるが、ふわっとしすぎなコメントになっていないか？今までの従来の対策を講じていくだけでいいのだろうか？現地の中継局は道路網寸断、光ファイバー網、電源網寸断でいくら補助金を災害対応の予備電源強化として突っ込もうが地上局の予備電源が途絶したら放送を継続することはできないし、局までの道路網が確保されない限り地上での放送は復旧できないということが証明された。要望としてNHKの終了予定の衛星空チャンネルを使った金沢放送の代替放送をとの声があがり、使われているがそれは衛星という送信所が災害の影響を受けずらい強靱性を証明したことになると思う。現状、NHKの料金体制は地上と衛星で分かれており、これを早急に一体化した上で料金のさらなる低廉化、災害非常時における電源さえ確保できていれば地上送信所がいくら被災して機能不全に陥ろうとも衛星放送は見るができるという体制は普及し、確保されるべきではないだろうか？</p> <p>パラボラアンテナと衛星放送対応ケーブルを現地に持ち込めば、スターリン</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無



	<p>クではないが衛星放送が見れない避難所でも使えるテレビがあれば、簡単に視聴環境が整うのは利点だ。ぜひ今回の能登の教訓を活かしてNHK法の改正に動いてくれることを祈りたいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人60】</p>		
<b>6. その他</b>			
75	<p>公共放送の趣旨は理解するが、NHKの代金未納率が20%程度となっている以上、納めている方からすると、不公平感がすごい。未納者の強制執行をするか、視聴、納付するかは選択制とするか、選べるようにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。          なお、NHKが受信料の適正・公平な負担の徹底のため、支払率の向上に努めなければならないことは当然であると考えています。</p>	無
76	<p>NHK自体を地上波だろうが衛星だろうが幼少期に父親がバットでTVを壊してから見ずに40年以上生きて参りました。そろそろBBCを見習い、見ない国民向けに体制を整え、不必要な人にまで見もしないのに契約を強要する恫喝体質から開放する議論を先にすべきです。尚、父がブチ切れてTVを破壊し見なくなった理由はきちんと口座引落手続きしてあったのに、NHK側の事務的な手続きで他家から当家の分の視聴料を複数年勝手に引き落としていて、それに気がついて突然家に来て『未払分一括で払え』をやったからです。当家にどんな過失がありましたか？お陰で私も今でも謝罪せずに恫喝してきたNHKのおっさんの顔と声が残っていて見る気にもならない人に育ちました。TV自体が不要な人からも契約させようという姿勢が問題です。しかも過ちは認めない。恫喝体質、不要です。そもそも論、TVある人に聴いてもNHKどころかTV見ないしTVじゃなくてモニター経由で有料の動画サービスしか見てない人が殆どなんです（殆どというか私の周りは最早TV持たずに地上波見ず海外の動画コンテンツしか見てない）</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
77	<p>私はNHKを「政府の不正を正す放送機関に立ち返るべき」と考え、以下の改善意見を提案いたします。</p> <p>まず第一に、独立性の強化が必要です。</p> <p>NHKは政府からの圧力や干渉を受けることなく、客観的で公正な報道を提供することが求められます。</p> <p>そのために、国会中継は「サブチャンネルを使い、時間制限を設けずに完全な形で報じるべき」です。重要な政治情報に対して制限を設けず、視聴者が十分な情報を得ることができるよう改善願います。</p> <p>第二に、監督体制の強化が必要です。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>NHKは視聴者やリスナーからの意見や苦情に対して迅速かつ適切に対応する仕組みを整えることが重要です。透明性のある監査体制を確立し、報道内容や編集方針に対する公開の機会を提供することが要されます。</p> <p>視聴者の声を真摯に受け止め、信頼を築けるよう改善願います。</p> <p>そして最後に、特定の宗教団体に忖度することは避けるべきです。</p> <p>先日の創価学会池田大作氏のメッセージ放送は、NHK経営委員会や総務省が特定の宗教団体を最優先しているとの批判を招きました。</p> <p>(参照URL)</p> <p><a href="https://www.fk-shinbun.co.jp/?p=34903">https://www.fk-shinbun.co.jp/?p=34903</a></p> <p>公平性と中立性を保つために、特定の宗教団体に忖度しない公正な報道を行うよう改善願います。</p> <p>以上の改善案を実行することで、NHKは本来の公共放送機関としての役割を果たすことができます。改善点を真摯に受け止め、視聴者の信頼回復に努めていただきたいと願っております。</p> <p>ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>		
78	<p>放送政策のほぼ全てが誤りであり全てゼロベースで見直しが必要である。</p> <p>デジタル化及びIT技術の進歩により全国にあまねく放送を行う事はNHK以外でも安易に行えるようになった。</p> <p>しかし、何かにつけて公共性を著しく拡大解釈し受信料の詐取行為を一切やめない犯罪集団とまで化したNHKになんら社会的制裁が行われない事は異常事態である。</p> <p>また、NHKが受信料の犯罪に該当する詐取行為が原因で諸外国に比べ衛星放送事業が極端に成長しなかった為、単一事業者が広域に放送を行い高い粗利で高コストな番組制作を行える環境が整わなかった事が、近年コンテンツ産業の外貨獲得上位に成長したアニメーション産業がAmazon及びNetflix等の外資系事業者の独断場となった原因でもある。</p> <p>放送事業分野で公共・民放の二元体制と県域免許に胡坐をかいて内部体制の改革を一切行わないようにしてきたNHKとその共犯者である民放連傘下のテレビ・ラジオ事業者、そしてそれを実質黙認した旧郵政省及び現総務省に全ての責任がある。</p> <p>正しい責任の取り方はNHKとその共犯者である民放連傘下のテレビ・ラジオ事</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	業者に制裁を与え、100社以上が潰れようが放送改革を断行する事である。 【個人20】		
79	<ul style="list-style-type: none"> <li>BS1とBSPがあったNHKの衛星放送が2Kでは1チャンネルに統合されたが、例として朝の時間帯に朝ドラを視聴する層と国際ニュースを視聴する層がかちあい、視聴者の利便性を損ねていると思われる。また別の時間帯でも旧来の視聴習慣が損なわれ、BSから離れている人が潜在していると思われる。そのため、BS4Kを活用できないものか。</li> </ul> 【個人36】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
80	<p>ラジオの研究開発を特に推進頂き度。</p> <p>現状振幅変調において、巨大なアンテナが必要ということで維持費の問題があることは周知のとおり。</p> <p>しかしながら周波数変調では出来ない、電波伝搬距離の広さ、これについては一考の余地がある。特に災害時に。</p> <p>ぜひ4k8kと「ともに」研究開発を推進していただき度。</p> 【個人72】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
81	<p>2) NHKは公共放送と言える存在か？</p> <p>P4に「情報空間の弊害を直接是正する・・・国民全体が共有すべき基本的情報を提供」とあるが、政府や経団連等に不都合な真実を伝えていないのがNHKである。</p> <p>例えば、最近ではコロナワクチンで死亡した家族を持つ遺族会にインタビューに応じてくれる人を紹介してもらっているのに、「コロナに感染して死亡」した人の遺族として放送した。</p> <p>オリンピック反対運動に集まっている人は主催者から金を貰っているというフェイクを放送したのもNHKである。</p> <p>コロナワクチンは第三層治験を省略して安全性が確認されていないがパンデミックを口実に正式承認ではなく「特例承認」されたものであり、正式承認されたものより接種により死ぬ確率、重大な副作用が発生する可能性が高いことをNHKは放送したのだろうか？</p> <p>国民が8回も接種できるワクチンを購入し3割を期限切れで廃棄したことを報道したのだろうか？</p> <p>ワクチン接種に原因があると思う医師から厚労省への届け出が2021年2月末から7月末までで1000人を超えたことを報道したのだろうか？ まだ医</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	<p>療従事者と施設に入居する高齢者しか接種していないのに1000人以上の死亡報告があるほど危険なワクチンは接種を直ちに中止すべきものであった。</p> <p>2021年12月厚労省が接種から4時間以内に死亡あるいは厚労省が示した20程度の症状で死亡した場合を除き厚労省に届けるなという通達を出したことを報道したでしょうか？ そのおかげで今も死亡者数が2200人程度に収まっていることを報道したでしょうか？</p> <p>救済制度での死亡認定数がコロナワクチンだけで過去45年間のほかのワクチン接種死亡より多いことを報道したでしょうか？</p> <p>政府はワクチンには感染予防効果・重症化予防効果があるとは言うものの、データを公表していないことを報道しているだろうか？ 本当に効果があるというデータがあるなら公表するはずだが、実際はワクチン接種者のほうがコロナに観戦し、重症化するデータしかないからデータの公表ができない。</p> <p>ファイザーやモデルナ等の製薬メーカーから50万円以上の金を貰っている委員たちで構成されるワクチン副反応検討部会が安全性に問題ないと言っているから接種は続けると厚労省は言っていることを報道しているだろうか？</p> <p>WHO版緊急事態条項と言える、WHO加盟国にワクチンの強制接種、言論統制を強いる外務省担当の「いわゆるパンデミック条約」と厚労省担当の「国際保健規則IHR」が今年5月WHOで採決されることを報道しているだろうか？</p> <p>この2つを採決に持っていきこうとしているのは米国の支配下にある国で、日本が中心的役割を果たしており、内容は1月27日までに公表すべきなのに公表されず、採決寸前に公表して出席した国の代表の過半数で決まってしまう（IHR）ことを報道しているだろうか？</p> <p>政府と大企業に不都合な真実を報道しないNHKを公共放送と呼ぶべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人73】</p>		
82	<p>3) 公共放送に子会社はいらない</p> <p>子会社の利益をひそかにNHK職員に分配し、公表されの給料以上の収入を得ているのを隠しているのはおかしい。</p> <p>料理や会話の本を出版するなら入札で受注業者を決め、NHKのコンテンツをNHK以外で利用させるなら利用料を取り、それらの子会社の収入とせずにNHKの収入とし、適正な給料を職員に支払い、余剰利益は職員にも分配すると同時に受信料支払い者にも1契約ごとに分配すべきである。</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	<p>子会社という隠れ蓑を作るべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人73】</p>		
83	<p>NHKの放送内容について、きちんと検証して公平性を担保すべき。</p> <p>例えばコロナ騒ぎの際には、全民放と横並びで、一方的に「コロナ怖い」を煽り、PCR検査が全能のように「PCR陽性者」を「コロナ感染者」と発表していたが、これは、コロナ騒ぎを煽るのみで、冷静な判断情報を視聴者に提供してはいとは考えられない。あげくの果てには、ワクチンが原因で死亡した方をコロナ感染で死亡したと報道するなど、悪意を持った（ワクチン提供側に立った）報道にしか見えない。</p> <p>同様に、ウクライナとロシアとの関係についても、一方的にロシアが悪で、ウクライナを支援しなければならない的々一方的な報道のみで、その背景に何があったかなど、まったく触れていなかった。</p> <p>今後については、一方的な報道に陥ることなく、かつ視聴者を誘導するような伝え方は避け、視聴者に冷静な判断をしてもらうための情報を提供するようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人74】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>